

**古河市子育て拠点施設西側における
施設導入基本計画**

平成 31（2019）年 3 月

古河市

目次

はじめに ～施設導入基本計画の策定について	1
(1) 計画策定の目的と経緯.....	1
(2) 検討方針.....	2
(3) 計画検討の手順.....	3
1. 前提条件等の整理	4
(1) 日赤跡地について	4
(2) 日赤跡地利用全体計画の内容.....	5
(3) 日赤跡地利用全体計画の土地利用.....	7
2. 子育て拠点施設の導入機能について.....	8
(1) 日赤跡地利用全体計画策定以降の動き	8
(2) 導入機能の精査.....	10
(3) 施設導入基本計画で導入を想定する機能の概要.....	32
3. 施設計画案	36
(1) 子育て拠点施設西側敷地について.....	36
(2) 古河市子ども家庭総合支援センターについて	40
(3) 病児・病後児保育について	41
(4) 民間独自提案事業について	41
4. 施設の整備・運営手法の検討	42
(1) 民間活力導入手法の検討	42
(2) 想定する導入手法	44
5. その他	45
(1) 今後必要となる業務	45
(2) 事業実施に向けたスケジュール.....	45
(総括)子育て拠点施設西側における施設導入基本計画の概要	46

はじめに ～施設導入基本計画の策定について

(1) 計画策定の目的と経緯

古河市では、急激に進行する少子高齢化への対応として、子育てしやすい環境づくりを進め、若い世代に選ばれるよう、安心して産み育てられる子育て支援の充実に取り組んでいる。その取り組みの一つとして、古河市では、日本赤十字社古河赤十字病院の跡地（以下、「日赤跡地」という。）を活用した子育て拠点施設の整備に取り組むこととし、平成 27 年 11 月に「日赤跡地利用全体計画」を策定し、日赤跡地の東側を利用して上辺見保育所を移転改築して低年齢層を中心に定員拡大を図る等、既に計画の一部については着手している。

日赤跡地利用全体計画の策定以降、古河市では「古河市公共施設等総合管理（ファシリティマネジメント）基本方針」（以下、「FM基本方針」という。）を平成 28 年 3 月に策定し、「行政改革」、「質の改革」、「量の改革」に取り組んでいる。これは、市が保有する土地・建物・インフラ等のファシリティを、市民共有の財産、貴重な経営資源として捉えた上で、市行政全般で総合的な管理・活用を図ることを目的としている。また、近年、自治体においては、民間活力を導入し、その活用を図りながら事業目的を完遂させることが求められているところであり、古河市も市の財産である日赤跡地の利活用を図りつつ市の負担を極力軽減させ、民間事業者のノウハウを活かすことで内容の充実も図ることが必要である。

子育てをする若い世代に選ばれる市であるためには、子育てで生じる多様で複雑な課題を解決するための支援が得られることが強く求められる。しかし、それは日赤跡地利用全体計画で想定したような、多機能化した 1 拠点のみがあることで達成されるものではない。

子どもが育つ過程では、子ども及び子育てをする人々に対し、複雑な課題への対応が可能となるような連続した支援があることが必要である。市内にはそうした支援のための機能や拠点は複数あるが、それらを年齢や育ちのプロセスに応じて連続的に、保健や福祉等の総合的な観点から横断的に取り組む機能を強化することが求められる。よって、子育て拠点としての機能を充実させるためには、子育てに係る専門的な機能を持つ市内既存資源の連携を強化し、ネットワーク化を進めることこそが重要であり、子育て拠点にはそれを可能にするための機能と役割を持たせることが必要である。そして、その実現による効果は、単なる多機能化した 1 拠点の効果を超え、市内全域に波及することになるため、既存資源にとっても支援の質の平準化やさらなる向上が期待できる。

また、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）や、『『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）』（平成 29 年 2 月 7 日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）に基づく地域共生社会の推進により、子育ての問題も子育て中の家庭に限定するのではなく、他世代も含む地域全体で考えるべきもの・取り組むべきものとしてとらえられるようになる等、社会状況・事業環境にも変化が生じてきている。こうした状況を背景に、「古河市子育て拠点施設西側における施設導入基本計画」（以下、「施設導入基本計画」という。）では、日赤跡地利用全体計画で示した内容について、

新たに検討が必要と考えられる内容を考慮した上で整備すべき機能の精査を行い、そこから導き出された結果をもとに、実現すべき子育て拠点施設の内容を整理し、その整備・運営の実現に向けた検討を行う。

(2) 検討方針

① 古河市全体の子育て支援の強化・推進を具現化したものとする

子育て拠点施設は、日赤跡地に整備するものであるが、その効果は周辺地域だけではなく、古河市全体の子育て支援の強化・推進を見据えたものとして具現化していくことが必要である。そのためには、現在の古河市における子育て支援に係る課題を改めて精査するとともに、子育て拠点施設が、その課題解決のための方向性を具体的に提示するものとなるよう検討を行う。

② 子育てに係る様々な課題に対応するものであること

子どもの成長・子育ての中で生じる課題には、子どもの身体・心理だけではなく、家庭等の社会的な要因も絡みあっている。そして、子どもの健やかな成長のためには、その成長に応じた支援も必要である。よって、子育て支援を進めるには、子どもの成長や状況に即した段階的な支援内容やその連続性、保健や福祉等の専門職によるフォーマルな支援のみならず、市民の理解・啓発も含むインフォーマルな支援もあることが必要であり、そうした子育てに関する資源や機能が連携することで、子育て支援の体制が連続性をもって作られていることが必要である。

市内には、既に子育て支援センターなどをはじめとする子育てに関する資源や機能が整備されてきている。よって、子育て拠点施設には、それら市内の既存資源に対する基幹的機能の役割を持たせることで、既存施設のネットワーク化を進め、連続した支援、連携した支援を実現することを目指すことが必要である。そのためには、市内の子育て支援に係る既存資源を結びつけ、市の子育て支援体制を強化していくため、子育てにまつわる課題を受け止める総合窓口的な相談機能・コーディネート機能の確保と強化が課題であることから、その検討を行う。

さらに、子育て支援の機能として求められているものの、未整備・整備量が低いものについては、優先的に整備を進めることも必要であることから、その検討も行う。

③ 公有財産の利活用の最大化・民間活力の最大化を目指すものであること

現在の自治体において、民間活力の導入、公民連携による事業の実施は命題であり、古河市も例外ではない。よって、FM基本方針のもと、公有財産である日赤跡地の利活用を進め、さらに民間によるノウハウ・資金等の導入をはかることで、古河市の子育て支援の拠点となる機能を日赤跡地において整備し、子育て支援を強化・推進することを目指す。

なお、民間活力の導入に際しては、単なる費用の低減のみを考えるのではなく、良質な事業が、良質な事業者によって実施されるよう、実現可能な事業スキームとすべく、検討を行う。

(3) 計画検討の手順

施設導入基本計画は、次のような構成から成る。

<p>【step1.】 前提条件の整理</p>	<p>1.前提条件等の整理 (1)日赤跡地について (2)日赤跡地利用全体計画の内容 (3)日赤跡地利用全体計画の土地利用</p>	<p>「日赤跡地利用全体計画」の内容、「日赤跡地利用全体計画」の策定以降の状況等を確認し、前提となる事業実施環境を整理する</p>
<p>【step2】 導入機能の精査</p>	<p>2.子育て拠点施設の導入機能について (1)日赤跡地利用全体計画策定以降の動き (2)導入機能の精査 (3)施設導入基本計画で想定する機能の概要</p>	<p>日赤跡地利用全体計画で示された導入機能の精査と新たな子育てニーズを確認し、子育て拠点施設への導入機能を検討する</p>
<p>【step3】 導入機能に基づく 施設計画の検討</p>	<p>3.施設計画案 (1)子育て拠点施設西側敷地について (2)古河市子ども家庭総合支援センターについて (3)病児・病後児保育について (4)民間独自提案事業について</p>	<p>step2 の検討結果に基づき、事業用地における施設計画案を検討する</p>
<p>【step4】 施設整備・運営 手法の検討</p>	<p>4.施設の整備・運営手法の検討 (1)民間活力導入手法の検討 (2)想定される導入手法</p>	<p>事業を実現するための事業スキームを導き出すため、施設整備・運営手法を検討する</p>
<p>【その他】</p>	<p>5.その他 (1)今後必要となる業務 (2)事業実施に向けたスケジュール</p>	<p>今後の事業化に向けて必要となる事項等やスケジュールを整理する</p>

1. 前提条件等の整理

(1) 日赤跡地について

日赤跡地は、JR 東北本線の古河駅から南東方面約 2km の距離に位置する 12,930 m² の整形の土地である。日赤跡地は、平成 22 年の日本赤十字社古河赤十字病院の新築移転により、平成 23 年に市の所有となった。敷地周辺は低層の戸建て住宅を中心とする住宅街や陸上自衛隊古河駐屯地と公務員宿舎等がある。公共交通によるアクセスとしては、JR 古河駅から、敷地から徒歩 10 分程度のバス停までのバス利用、もしくは敷地前のバス停までのコミュニティバス利用となるが、自動車によるアクセスが主と考えられる。

図表- 1 日赤跡地の位置



図表- 2 日赤跡地(拡大)



資料：「いばらきデジタルマップ」より作成

(2)日赤跡地利用全体計画の内容

日赤跡地利用全体計画は、平成 27 年度に古河市によって策定された。日赤跡地利用全体計画では、市の子育て支援の量の拡充と質の向上をより追求すべく子育て拠点の形成をうたうものであり、その背景には、平成 27 年 4 月からの子ども・子育て支援新制度の本格実施があった。子育て拠点としての具体的な内容は、老朽化した上辺見保育所の移転改築、子育てサポート機能及び児童館機能の整備である。日赤跡地利用全体計画における施設整備の目的として示した内容は、次のとおりである。

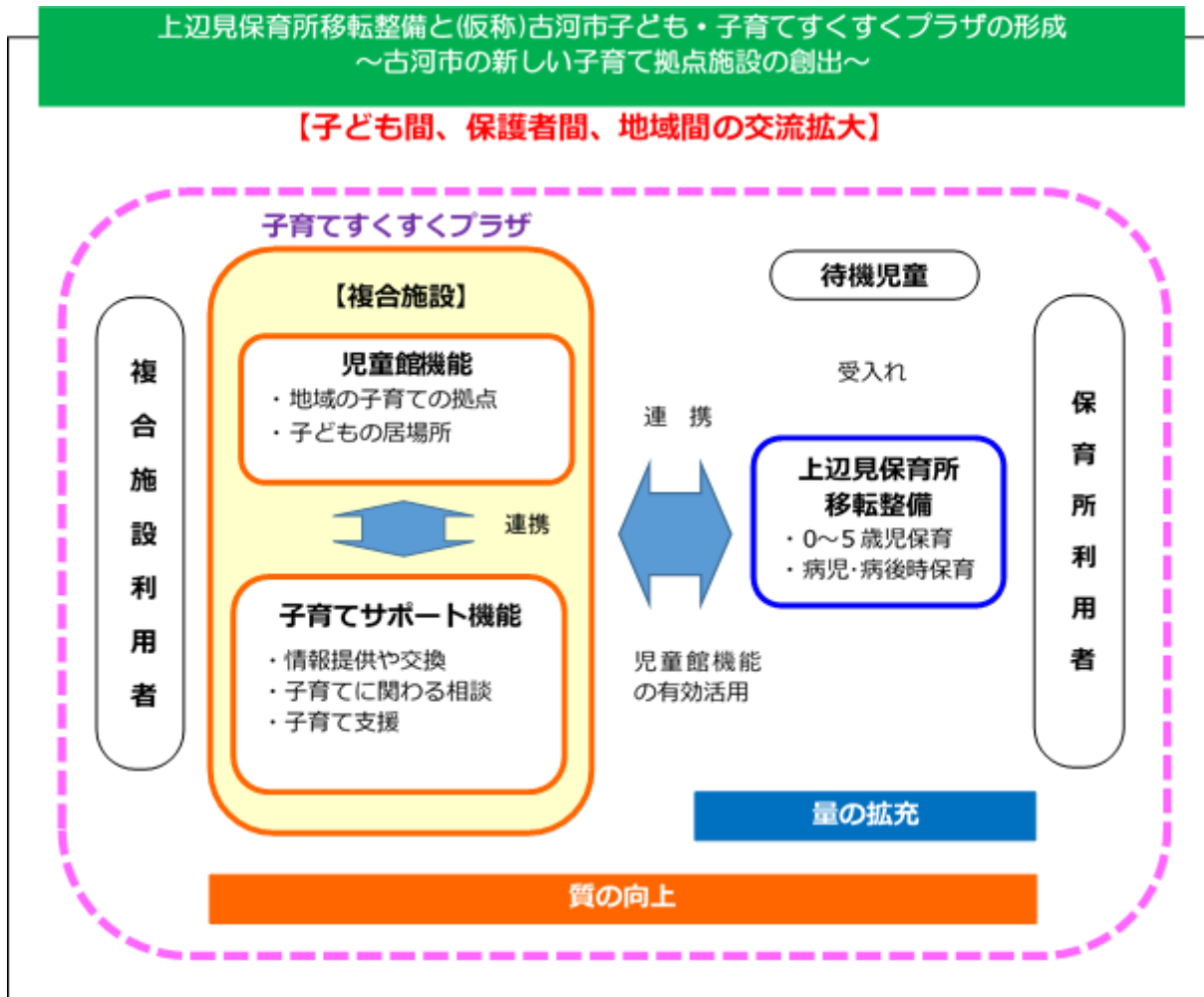
【施設整備の目的】

- ▶ 子ども・子育て支援新制度の本格施行により、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援を総合的に推進するために、支援の量の拡充と質の向上が求められている状況にある。市においては、量の拡充では、多様な保育事業の実施促進により保育の量を増やし、潜在ニーズも含めた待機児童の解消が求められており、質の向上では、子育て支援に関する相談や情報提供など、多様なニーズに応える仕組みの構築が求められている。
- ▶ このようなことから、日赤跡地に、老朽化した上辺見保育所の移転建替えを行うとともに子ども・子育てに関する総合的なサービスを提供するため、新たな子ども・子育て支援施設を整備し、市における「子育て拠点施設」としての整備を行い、子育て環境の向上及び子育てサポート機能の充実を図り満足のいくサービスの提供を行うとともに市民のニーズに応えることを目的とする。

(「日赤跡地利用全体計画」 第 3 章 1-1 (3)施設整備の目的)

子育て拠点施設に含まれる子育てサポート機能と児童館機能はそれぞれ独立した機能として整理しているが、子ども・子育てに関する機能やそこで提供するサービス等は健全な育児環境の整備と充実を目指す上で類似する機能を有していると考えられたことから、日赤跡地利用全体計画では、それら機能を一体的に整備し、複合施設として整備を図ることとし、以上を子育て拠点施設として整理を行った。上辺見保育所の移転改築は、施設の老朽化と待機児童の継続解消等の課題解決を目的としたものであったが、日赤跡地内において複合施設である子育て拠点施設と連携することにより、子ども及び子育て家庭における利便性の向上、複数事業を連携させることによる相乗効果の期待もあった。

図表- 3 日赤跡地利用全体計画における子育て拠点のイメージ



出典：日赤跡地利用全体計画

日赤跡地利用全体計画における子育て拠点の機能や内容等

	機能	内容	各居室
保育所機能	ア) 保育所機能	・ 0～5歳児を対象とする保育	・ 保育室 ・ 遊戯室 ・ 病児・病後児保育 等
児童館等複合機能	イ) 子育てサポート機能	・ 子育て支援センター ・ ファミリー・サポート・センター ・ 子育て交流サロン 等	・ 支援センター室 ・ 一時預かり室 ・ 喫茶、交流サロン 等
	ウ) 児童館機能	・ 小型児童館 ・ 児童センター	・ 図書室 ・ 運動室 ・ 遊戯室 等
	エ) その他機能	・ 災害発生時の対応	・ 事務室 ・ 集会室 等

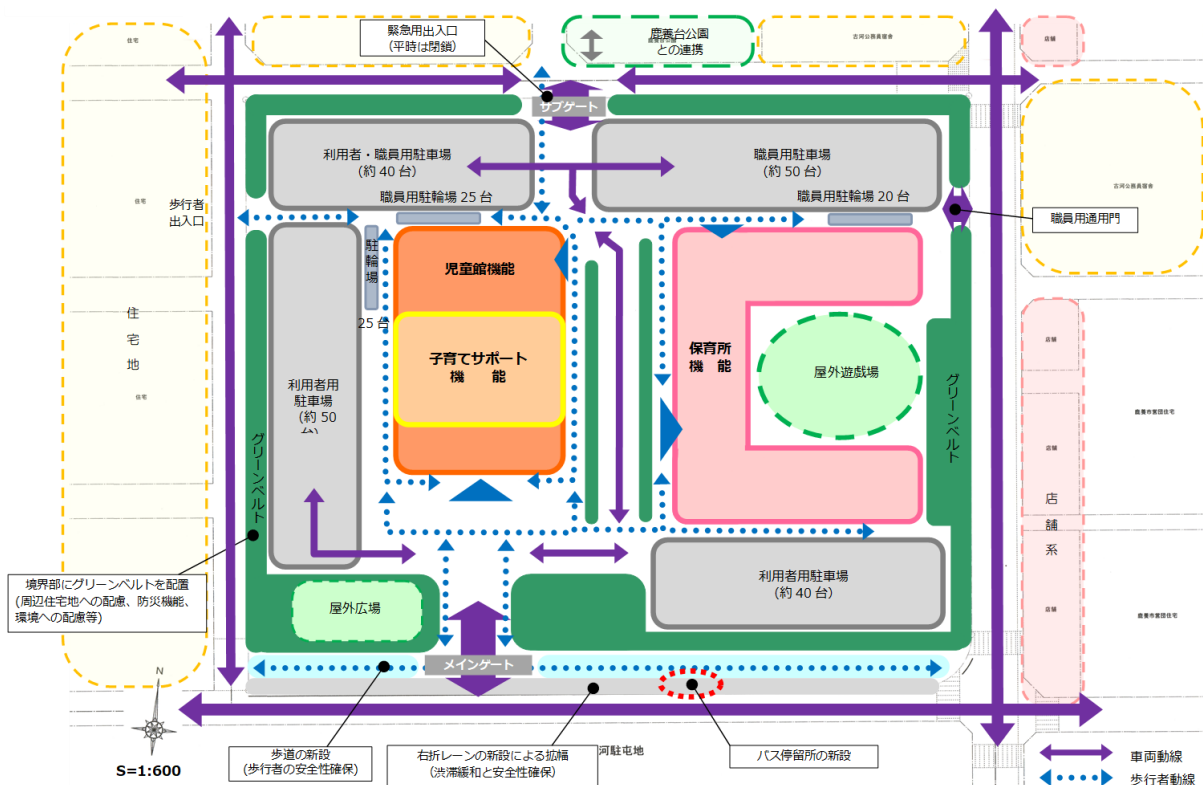
日赤跡地利用全体計画より作成

(3)日赤跡地利用全体計画の土地利用

日赤跡地利用全体計画では、日赤跡地の東側には移転による建替えを予定する上辺見保育所、西側には子育てサポート機能と児童館機能を有した複合施設である子育て拠点施設を配置することを想定した。うち、定員規模の拡大を図る上辺見保育所は平屋建てで延床面積1,400㎡程度、子育て拠点施設は2階建てで整備することとし、1階に子育てサポート機能、2階に児童館機能を配置した2階建てで延床面積は2,288㎡とした。

各施設の主たる出入り口は用地南側の市道部、緊急用及び防災用の車両出入り口を用地北側の市道部、職員の車両通用口は用地東側の市道部に配置し、上辺見保育所のゾーンと子育て拠点施設のゾーンとの間には、敷地内の車両通行も想定したメイン通路と歩行者道路を設定して北から南への通路を確保することとした。

図表-4 土地利用ゾーニング



出典：「日赤跡地利用全体計画」 第3章全体計画策定支援

日赤跡地利用全体計画では、事業は2期計画とし、第1期整備では東側の上辺見保育所（平成27年度：基本・実施設計、平成28年度工事、平成29年度移転）、第2期整備では子育て拠点施設（平成28年度以降に設計着手）の整備を図ることを想定した。

しかし、平成27年11月の日赤跡地利用全体計画策定以降、子育て事業を取り巻く環境も変化している。よって、本施設導入基本計画の策定にあたっては、今日の古河市において子育て拠点施設として求められる内容としての精査が必要であることから、次章にて検討を行う。

2. 子育て拠点施設の導入機能について

(1) 日赤跡地利用全体計画策定以降の動き

日赤跡地利用全体計画が平成 27 年 11 月に策定されて以降、子育てに係る事業を取り巻く環境も変化している。よって、本節では日赤跡地利用全体計画以降の状況を確認する。

① 市全体の子育て支援体制の強化・推進 ～全市的な役割として資源や支援を有機的につなぐ機能であること

平成 28 年 5 月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号）において、市区町村は、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努め、情報の提供を行い、家庭その他からの相談に応じ、調査及び指導を行うとともに、その他の必要な支援に係る業務を適切に行わなければならないことが明確化された。

近年、社会的な問題となっている子ども虐待の発生を防止する場合にも、身近な場所である市区町村が、子どもやその保護者に寄り添って継続的に支援することが重要であり、そのためには地域の福祉、保健、医療、教育等の資源や必要な支援を有機的につなぐ機能を担う拠点の存在が必要である。資源や支援を有機的につなぐということは、子どもの成長段階に即した連続した支援、子どもや子育て家庭の課題に総合的に対応する支援の連携体制のためにも不可欠であり、市全体の子育て支援体制の強化・推進に寄与するものである。以上は、今後の子育て支援を進めていく上での市の命題であることから、積極的にその機能の導入・確保を図る必要があり、子育て拠点は全市的な機能として資源や支援を有機的につなぐ機能であることを第一に考えて取り組む必要がある。

② 新たな保育需要への対応 ～病児・病後児保育

女性の就業・共稼ぎ家庭の増加に伴い、子育て家庭において、子どもが病気となった場合の病児・病後児保育の需要が拡大している。子どもが病気となった場合も安心して働ける環境づくりは、子育て家庭にとって重要である。しかし、市内には、子どもが保育中に発熱した場合に保護者が迎えにくるまで一時的に保育所等で緊急的な対応を図る「体調不良児対応型」はあるものの、回復期には至らないものの急変は認められない子どもを保育する「病児対応型」、回復期にあるものの集団保育が困難な子どもを保育する「病後児対応型」は市内に未整備であり、その確保が求められている。

③ 古河市公共施設等総合管理基本方針の策定 ～民間活力の導入

平成 28 年 3 月策定の「FM基本方針」により、古河市では公有財産である公的不動産を経営的な視点からとらえ、全庁的に企画、管理、活用する公共施設マネジメントの推進を図っている。

F M基本方針では、「PFI¹や PPP²の導入により民間の資金及びノウハウを活用するなど、多様な選択肢から最も効率的で効果的な手法を適用し、質の高い公共施設サービスを提供することを目指す」としており、多額の費用を必要とする施設の整備を検討する場合は民間活力の導入の検討が求められている。本事業は、市の貴重な財産の一つである日赤跡地を活用し、その利活用によって子育て拠点の形成を進め、子育て支援の推進・強化を市が図ろうとするものであり、その効率的かつ効果的な実施が求められる。よって、機能の精査と合わせて、子育て拠点施設の整備・運営等を市が自ら直接実施すべき事業であるのかの精査を行い、民間活力導入を想定した事業の実施手法の検討を行うことも必要である。

以上の内容以外にも、地域共生社会の実現に向け、地域住民や地域の多様な主体が地域の問題に対し、『我が事』として参画していくことが求められる時代となっている。子育ての問題も子ども・子育て世代に限定せず、多世代、地域社会の中で語られるべきものとして明確に整理されるようになる等、子育てをめぐる社会的な状況も日赤跡地利用全体計画策定当時から変化してきている。

日赤跡地利用全体計画で打ち出した方針である「子育てに対する量の拡充と質の向上」は変わらず踏襲すべきものであるが、施設導入基本計画では子どもの育ち・子育てを支援する施設としての在り方を改めて精査することが求められると考えられることから、以上の内容も踏まえて考慮、検討し、市民の期待に資する子育て拠点施設の創出を目指す。

¹ PFI (Private Finance Initiative) : 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る事業手法である。

² PPP (Public Private Partnership) : 公民が連携して公共サービスの提供を行う事業手法であり、PFI、指定管理者制度、公設民営 (DBO) 方式、包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。

(2) 導入機能の精査

① 機能の精査に際して

ア) 対象とする機能

日赤跡地利用全体計画では、子育て拠点施設を構成する機能として、子育てサポート機能と児童館機能をあげていることから、施設導入基本計画における機能の精査対象とした。また、子育てのための重要な機能の一つである病児・病後児保育については、体調不良児型のみが一部保育園に設置されているものの、病児・病後児対応型は未設置である。そのため、導入を検討する機能として病児・病後児保育を追加し、子育てサポート機能、児童館機能とあわせて精査することとした。

図表- 5 精査の対象とする機能

	機 能	内容等
日赤跡地利用全体計画 で提示した機能	子育てサポート機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供や交換 ・ 子育てに関わる相談 ・ 子育て支援
	子育て支援窓口 (利用者支援総合窓口)	
一時預かり所 (ファミリー・サポート・センター)		
子育て支援センター		
	子育て情報センター	
	児童館機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の子育ての拠点 ・ 子どもの居場所
新規	病児・病後児保育機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病児・病後児を、病院・診療所等付設の専用スペース等で一時的に保育する。

イ) 機能の精査に際しての視点

機能の精査にあたり、平成 30 年 5 月に庁内ヒアリングを子ども福祉課、障がい福祉課、児童発達支援センター、福祉推進室、健康づくり課に実施したところ、共通して次のような意見が出された。

- ・ 妊娠から始まる子どもの成長に即した、きめ細やかで切れ目の無い支援体制の構築が必要であり、それを目指すには、保健部門と子育て・保育部門のさらなる連携強化が必要である。
- ・ 市民に対し、ワンストップで相談できる場所、子ども情報をとりまとめる部署がない。
- ・ 地域の子育て支援の拠点として地域子育て支援センターにも相談機能はあるが、各センター間のさらなる連携の強化と質の向上が必要である。
- ・ 子育てに係る民間事業者の参入は図られているものの、各事業所間での連携や機能の住み分けが進んでいない。

以上から、子育て拠点施設の機能の精査に際しては次を重視した。

a. 個々の子どもの育ちにに応じた、きめ細やかで切れ目ない支援を実施する体制の充実を図るためのセンター機能・基幹的役割を果たすものであること

現在、市内には子育てに係る事業が多く展開されているが、個々の子どもの発達状況や特性など子どもの育ちにに応じた、きめ細やかで切れ目ない支援を継続して提供する体制や、子どもや家庭を取り巻くさまざまな課題に対して各専門職等が連携して支援していく体制の充実を図るには、各事業や専門職をネットワーク化する仕組みが必要である。よって、子育て拠点施設の整備は、単なる一地域における事業の実施拠点ではなく、古河市全体の子育て拠点の形成として考える必要がある。

また、市には、少子高齢化に伴う緩やかな人口減への対応の中で子育て支援を進めるという緩急の対応が求められるが、その場合にも、市内で実施されている既存事業の状況、市の実情を把握し、子育ての支援体制強化を図ることができる機能が求められる。

よって、子育て拠点施設は民間事業者が実施可能な事業を提供するような『事業所』となるのではなく、全市的な拠点として、市内各所で展開されている子育てに係る事業をネットワーク化し、そのセンター機能、基幹的役割を果たすことで、個々の子どもの育ちにに応じた、きめ細やかで切れ目ない支援を実施する体制を充実させ、市内全体の子育てに係る事業の質の向上を図るものとなることが望まれる。そして、支援を必要とする人々とその支援を提供できる人々を適切に結びつけるためには、子育て拠点施設には各種相談に総合的に対応することができるフロント機能と必要な支援等に結びつけるコーディネート機能が必要である。

b. 未整備・民間による単独実施は困難である等、市が率先して取り組むべき理由が明確であること

子育て拠点施設は、子育てに関する市全体のセンター機能、基幹的役割を果たすものであり、子育て支援を推進する『旗振り役』となるべきものである。よって、子どもや子育て家庭に対して継続的な支援を提供するような『事業所』としての機能を担うことを求めるものではなく、本来、それらは民間事業者の実施によって確保がなされるべきと考えねばならない。

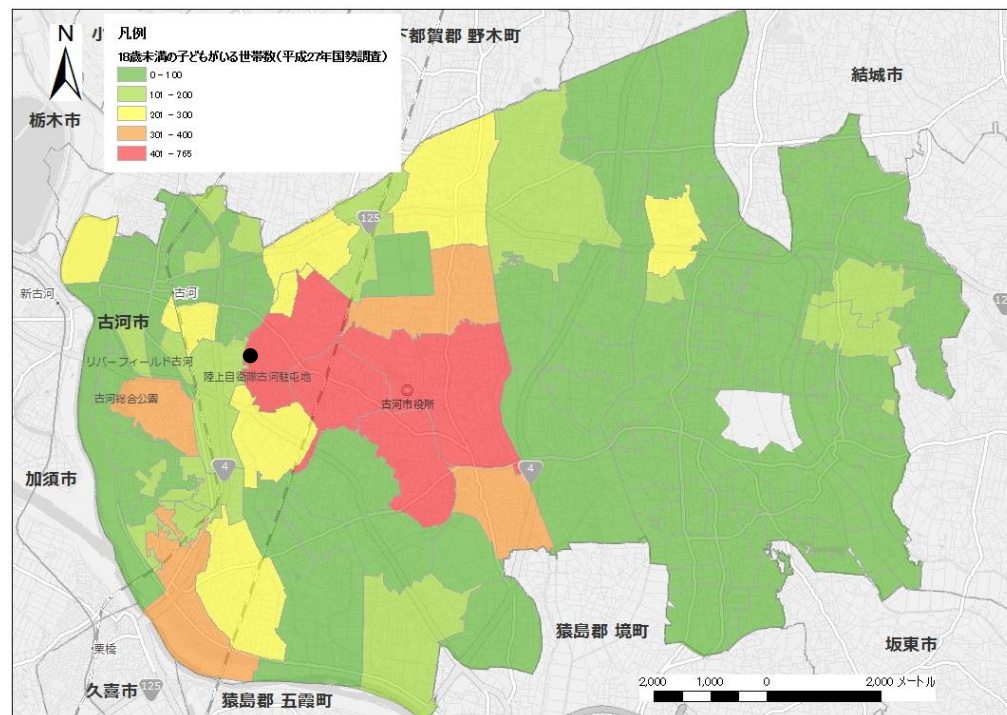
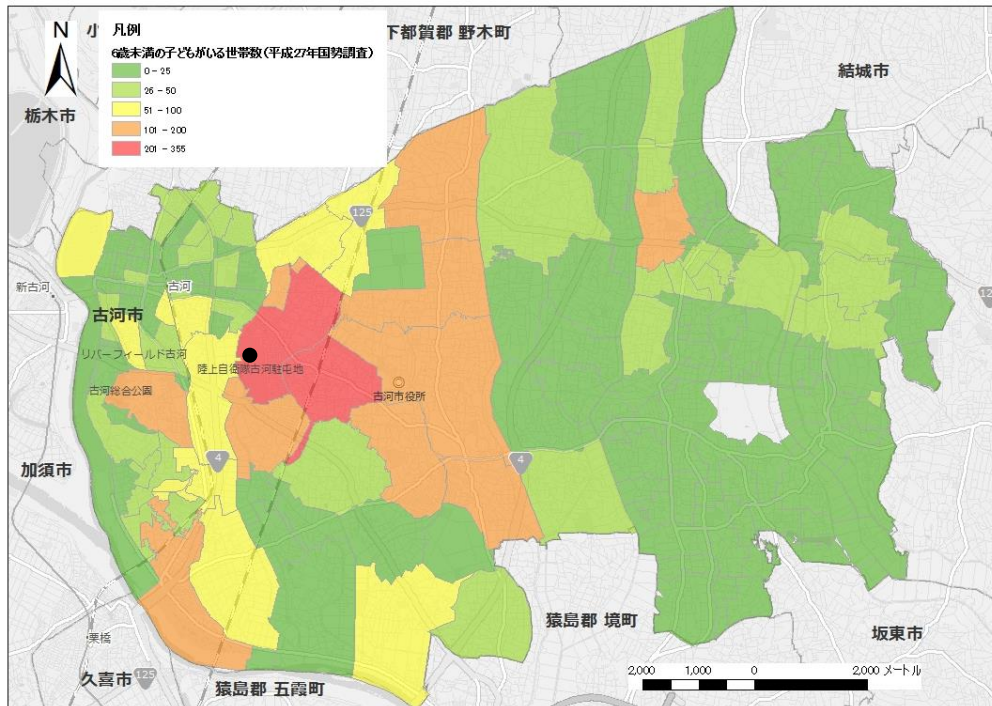
しかし、市内での事業量が不足する・もしくは未設置であり、類似・代替可能な機能がなく、事業者の参入等が難しい事業については、市が関与することの必要性、妥当性があると考えられ、その場合には市が政策的に取り組むことが必要であるとも考えられる。但し、その場合にも、最大限民間活力の活用を図ることが求められることに留意が必要である。

ウ) 利用対象者による日赤跡地へのアクセスの考え方

市全体の拠点としての施設整備を検討する場合、各機能の利用対象者がアクセスしやすいことが必要である。

対象敷地である日赤跡地は、地理的条件としては厳密な意味で市の中心部に位置こそしないが、6歳未満及び18歳未満の子どもが多く居住する地域に位置している。

図表- 6 6歳未満及び18歳未満の子どもがいる世帯数(地域別)



資料：平成27年国勢調査を基に作成

日赤跡地周辺の公共交通機関はバスのみであり、運行本数も多くない。したがって、日赤跡地へは、周辺地域からは徒歩・自転車の利用、周辺以外の地域からは車を利用して来る方法が想定される。以上をもとに、利用対象者別のアクセスを考えると次のようになる。

図表- 7 利用対象者別のアクセス方法

対象者	アクセス方法	アクセス時の課題等
乳幼児・ 就学前児童	一人で長距離を移動することは難しく、保護者と一緒の行動が想定されるため、「保護者等成人」と同様に周辺の地域以外からの利用を見込むことも可能と考えられる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動方法は保護者等に依存する ・ 比較的広域から来訪可能
就学児童	一人で利用する場合、日赤跡地周辺の地域以外から移動することは難しく考えられ、周辺の地域を中心に利用を見込むものと考えられる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動方法は限定的 ・ 地域密着度が高い可能性
中学生以上	一人で自転車や公共交通機関を使って移動することが可能と考えられるため、周辺の地域以外からの移動の問題は緩和される。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動方法の制約は少ない
保護者等 成人	自転車、公共交通機関等、自身の状況に適した移動手段を調達することが可能であるため、市内全域からの利用を見込むことが可能と考えられる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動方法の制約は少ない ・ 比較的広域から来訪可能

② 各機能の精査

ア) 子育てサポート機能 ～「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置

【『子育て支援窓口』『子育て情報センター』→ 総合相談の実施・コーディネート機能の強化】

日赤跡地利用全体計画において、子育てサポート機能施設の方向性については、次のように整理されている。

「子育てサポート施設については、利用者の多様なニーズと満足の得られる子育てサービスを提供するために、遊びと交流に関する機能、情報発信に関する機能、相談・助言に関する機能、学習・教育等に関する機能を有し、地域子育て支援センターと連携する古河市の子育て拠点として整備する。」

(「日赤跡地利用全体計画」第2章 2-3 前提条件の整理による整備の方向性)

現在、市内にはさまざまな子育て支援の事業が展開されているが、個々の子どもの育ちに応じた、きめ細やかで切れ目ない支援を実施する体制、子どもや子育て家庭に対して専門職や事業が連携して支援する体制の構築は、過渡期にあると考える。また、その体制を活かしていくためには、課題の早期発見・対応ができるような相談窓口、多様な支援ニーズを総合的に受け止めて各種専門相談や適した支援に結びつける総合相談窓口の存在が必要である。

総合相談窓口があることによって、子育てに関する情報も、ニーズに即して柔軟に提供されることになる。よって、日赤跡地利用全体計画で示された方向性を踏襲しつつ、子育てサポート機能は、個々の子どもの育ちに応じた、きめ細やかで切れ目ない支援を実施する体制の構築を目標に、市内の子育てに係る事業のセンター機能、基幹的役割を果たさねばならない。そのためには、子育てに対する情報を集約し提供する機能、支援を必要とする人と支援を結びつけるための相談やコーディネート機能の強化、子育てに関する総合相談窓口として機能するものとして、明確に位置づける必要がある。

以上を実現するものとして、子育てサポート機能は「市区町村子ども家庭総合支援拠点」として整備することが適切と考えられる。

市区町村子ども家庭総合支援拠点は、平成28年5月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）において、基礎的な地方公共団体である市町村は、子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化されたことから、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点として位置づけられているが、市では未設置である。しかし、平成30年12月18日に決定された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」では、市町村の体制強化として、2022年度までに全市町村において「市区町村子ども家庭総合支援拠点」を設置するとしており、古河市においてもその整備が急務となっている。

特に、児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途を

たどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。平成31年2月に児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において、千葉県野田市の事案や現時点において把握している事実関係を踏まえ、子どもの安全を最優先に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）」に係る事項について緊急点検を実施し、抜本的な体制強化を図るところである。

虐待を受けている児童は、自ら声をあげることは困難な状況にあることも多く、潜在化しやすく、被害が深刻化しているという特徴があり、未然防止、早期発見、安心して相談できる体制の強化、被害者の保護、自立まで切れ目のない支援を行うため、古河市としても関係機関・団体等との連携により、一層強化して取り組む必要がある。

また、市区町村子ども家庭総合支援拠点は、特定妊婦等を対象とする相談支援等を行う役割も担っている。そのため、子育て支援施策と母子保健施策との連携、調整を図り、より効果的な支援につなげることが求められている。市では、「子育て世代包括支援センター（利用者支援事業（母子保健型）」との一体設置又は連携して対応することで継続した支援が行うことが可能であるため、市区町村子ども家庭総合支援拠点は母子保健から子育て支援までを包括的に支える機能を持つことになる。また、市全体の事業につながる総合相談窓口・親子交流スペース等を設置することで課題の早期発見を行う機能を有することになる。

以上によって、市区町村子ども家庭総合支援拠点は、全市に対するセンター機能、基幹的な役割、市全体の取り組みの質を高め、各事業や人的なネットワークを構築していくことが可能になることから、日赤跡地利用全体計画の「(1)子育てサポート機能」のうち、「子育て支援窓口（利用者支援総合窓口）」として想定していた機能は、市区町村子ども家庭総合支援拠点として整備を行うことが適切である。

■市区町村子ども家庭総合支援拠点の業務内容等(抜粋)

1. 業務内容

(1) 子ども家庭支援全般に係る業務

- ① 実情の把握
- ② 情報の提供
- ③ 相談等への対応
- ④ 総合調整

(2) 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務

- ① 相談・通告の受付
- ② 受理会議(緊急受理会議)
- ③ 調査
- ④ アセスメント
- ⑤ 支援計画の作成等
- ⑥ 支援及び指導等
- ⑦ 児童記録票の作成
- ⑧ 支援の終結

(3) 関係機関との連絡調整

- ① 要保護児童対策地域協議会の活用
- ② 児童相談所との連携、協働

③ 他関係機関、地域における各種協議会等との連携

(4) その他の必要な支援

2. 設置類型

以下の5類型となる

(1) 小規模型【小規模市・町村部】

① 小規模 A 型: 児童人口概ね 0.9 万人未満(人口約 5.6 万人)

② 小規模 B 型: 児童人口概ね 0.9 万人以上 1.8 万人未満(人口 5.6 万人以上約 11.3 万人未満)

③ 小規模 C 型: 児童人口概ね 1.8 万人以上 2.7 万人未満(人口 11.3 万人以上約 17 万人未満)

(2) 中規模型【中規模支部】

児童人口概ね 2.7 万人以上 7.2 万人未満(人口約 17 万人以上約 45 万人未満)

(3) 大規模型【大規模支部】

児童人口概ね 7.2 万人以上(人口約 45 万人以上)

3. 設備等

支援拠点には、相談室(相談の秘密が守れること)、親子の交流スペース、事務室、その他必要な設備を設けることを標準とする。

【『子育て支援センター』 → 市内の各子育て支援センターの取りまとめ機能】

日赤跡地利用全体計画では、就学前児童の交流や活動の場所・親同士の交流や専門職等による相談支援の場所である『事業所』としての子育て支援センターの設置を想定していた。子育て支援センターは、地域の子育て家庭の育児に関する不安や悩みに対し、寄り添った支援を行うことができる地域子育て支援拠点であり、子ども同士の遊びの場の提供も行っている。子育て支援センターは増加傾向にあり、公立保育所及び民間保育園等の市内7ヶ所に置かれており、その運営については保育園の運営者等、子育て支援に従事する事業者が行っている。

子育て支援センターは地域性を重視した事業であるが、子育て拠点施設として重視するのは、全市的な機能として資源や支援を有機的につなぐことである。よって、子育て支援センターは、地域での人口や世帯等の状況を見つつ、子育て支援に従事する事業者が地域で設置・運営することを目指すべきである。しかし、実施内容や相談の対応状況が各子育て支援センター間で異なる状況も見られていることから、現在は支援内容や質の平準化・向上が課題となりつつある。

以上の状況、そして子育て拠点が全市的な役割を持ち、資源や支援を有機的につなぐ機能であるべきことを考えると、子育て拠点の子育てサポート機能として地域子育て拠点である子育て支援センターを整備するのではなく、市内の各子育て支援センターをつなぎ、実施されている事業の質の向上を目指す役割を担うべきである。

図表- 8 子育て支援センター

	施設名	住所
1	子育て支援センターわんぱく	古河市水海 2356(白梅保育園 内)
2	子育て支援センターこぼと	古河市磯部 1648-1(こぼと保育園 内)
3	子育て支援センター あさひ	古河市旭町 2-9-39 (あさひ保育園 内)
4	子育て支援センターげんきっず	古河市諸川 1779-3(諸川保育園 内)
5	子育て支援センター わんぱくステーション	古河市本町 4-1-1(駅前子育て広場内)
6	古河市立第三保育所 地域子育て支援センター	古河市中田 1619
7	古河市立第四保育所 地域子育て支援センター	古河市新久田 245-5

【一時預かり所】

日赤跡地利用全体計画では、子育て拠点内に保育室を確保し、そこで子どもを一時的に預かることで子育て家庭をサポートする「一時預かり所」をファミリー・サポート・センターの名称で設置することを想定している。古河市のファミリー・サポート・センターは、事業所内に保育室と保育士等を確保して一時的に子どもを預かる施設サービスも実施しており、特に利用目的を限定せずに利用することができる独自の事業である。

全国的に展開されている一時預かりの事業として、地域子ども・子育て支援事業の「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」があるが、これは子どもの預かりの援助を受けることを希望する会員と当該援助を行うことを希望する協力会員との間で行われる市民間の子育て支援・児童福祉向上のための相互援助活動である。しかし、市の場合、会員に比較して協力会員の登録が進まず、更に古河・総和・三和の3地区でも協力会員の分布に偏差が生じている。

地域において市民間の相互援助活動が行われることは、地域における子育てに対する理解の深耕、子育て環境の醸成に寄与すると考えられ、その更なる促進は市全域への波及効果も高い。また、他の一時預かり所として、保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合や核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援として、在園児以外の一時預かり事業を公立保育所及び民間保育園等市内15ヶ所で開催しており、その運営については保育園の運営者等、子育て支援に従事する事業者が行っている。よって、一時預かりのニーズに対しては、子育て拠点に『事業所』としての一時預かり所を設置し、直接預かりを行うことで対応するのではなく、各地域の中で市民間の相互支援や各保育所等で実施するための体制強化に取り組むことが優先すると考えられる。

図表- 9 ファミリー・サポート・センター

施設名	住所
古河市ファミリー・サポート・センター「レインボー21」	古河市駒羽根 1419-4

図表- 10 在園児以外の一時預かり事業

	施設名	住所
1	清恵保育園	古河市中田 2417-9
2	おはな保育園	古河市横山町 2-16-6
3	こばと保育園	古河市磯部 1648-1
4	白梅保育園	古河市水海 2356
5	牛ヶ谷保育園	古河市西牛谷 844-7
6	あゆみ保育園	古河市上大野 2347-1
7	諸川保育園	古河市諸川 1779-3
8	認定こども園 ゆりかご幼稚園	古河市古河 644-5
9	認定こども園 総和第一幼稚園	古河市下大野 853-2

	施設名	住所
10	認定こども園 しらゆり幼稚園	古河市東山田 2010-2
11	認定こども園 さんわ	古河市尾崎 3521-9
12	古河すくすく保育園	古河市下山町 10-7
13	えがお保育園	古河市女沼 264-1
14	古河市立第一保育所	古河市宮前町 6-32
15	古河市立第四保育所	古河市新久田 245-5

1) 病児・病後児保育機能（新規検討）

病児保育事業とは、保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働もしくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所、その他の場所において保育を行う事業であり、次のように分かれている。

図表- 11 病児保育事業

事業類型	病児対応型	病後児対応型	体調不良児対応型	非施設型(訪問型)
事業内容	児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。	児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。	児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所等における緊急的な対応を図る事業及び保育所等に通所する児童に対して保健的な対応等を図る事業。	児童が「回復期に至らない場合」又は、「回復期」であり、かつ集団保育が困難な期間において、当該児童の自宅において一時的に保育する事業。
対象児童	当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳児・幼児又は小学校に就学している児童。 (以下、「病児」という。)	病気の回復期であり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳児・幼児又は小学校に就学している児童。 (以下、「病後児」という。)	事業実施保育所などに通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良になった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童。 (以下、「体調不良児」という。)	病児及び病後児とする。
市内での整備状況(2019.3末)	なし	なし	3ヶ所	なし

共働き等で保育所を利用する家庭では、子どもが病気で保育所が利用できない場合でも、保育をして欲しいといった保育ニーズがある。しかし、現在は市内3か所において、体調不良児対応型のみが実施されているものの、病児対応型・病後児対応型の病児保育事業は未整備である。体調不良児対応型は、通園児に対する緊急保育対応である。よって、次の日以降の利用はできず、当然ながら当該園以外の児童も利用できない。この状態では、たとえ保育量の拡大が図られた場合も、子育て家庭に対して安定した保育が提供されているとは言いがたい。

病児・病後児保育を実施する場合には、専用のスペースや専用施設の確保、看護師や保育士の確保が必要である。また、病気という突発的な状況への対応に特化した機能であるため、事業運営の見込みも立てにくく、実施する場合には、診療所や保育所等に併設する

ことで極力事業の安定性を確保しようとするパターンも多く、民間事業者の参入が期待できる事業とは言いがたい状況にある。

民間活力導入の視点からは民間事業者による設置・運営が基本ではあるものの、ニーズがあるものの市内に未整備であること、事業者を取り巻く事業環境の問題等から、病児・病後児保育事業の設置については、政策的な観点から市が民間事業者に積極的に働きかける・設置を誘導することの妥当性はあると考えられる。

病児・病後児保育は、病気等の特別な状態において緊急的に利用するものであるため、必ずしも居住地域と近接する、すなわち地域との密着性を強く求めるものではなく、利用する子どもや子育て家庭の移動手段があれば、広域対応は許容できると考えられる。よって、病児・病後児保育については、子育て拠点施設の整備とあわせて設置・運営を図ることが望ましい。

■病児・病後児保育の概要(抜粋)

(1) 病児対応型

① 事業内容(再掲)

児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

② 実施場所

病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、次のア～ウの基準を満たし、市町村が適当と認めたものとする。

ア 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。

イ 調理室を有すること。なお、病児保育専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこと。

ウ 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。

③ 職員の配置

病児の看護を担当する看護師、准看護師、保健師又は助産師(以下、「看護師等」という。)を利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、病児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること。

④ その他

ア 集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で対象児童の受け入れを行うこと。

イ 本事業を担当する職員は、利用の少ない日等において、感染症流行状況、予防策等の情報提供や巡回支援等を適宜実施すること。

(2) 病後児対応型

① 事業内容(再掲)

児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

② 実施場所

病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、次のア～ウの基準を満たし、市町村が適当と認めたものとする。

ア 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。

イ 調理室を有すること。なお、病後児保育専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこと。

ウ 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。

③ 職員の配置

病後児の看護を担当する看護師等を利用児童おおむね 10 人につき1名以上配置するとともに、病後児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること。

その他

ア 集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で対象児童の受け入れを行うこと。

イ 本事業を担当する職員は、利用の少ない日等において、感染症流行状況、予防策等の情報提供や巡回支援等を適宜実施すること。

ウ) 児童館機能

日赤跡地利用全体計画において、児童館は、地域の子育ての拠点、子どもの居場所と整理されている。

児童館は 18 歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操をゆたかにすることを目的とする。そのため、児童館は子どもが、その置かれている環境や状況に関わりなく、自由に来館して過ごせることができる児童福祉施設となっている。平成 30 年 10 月 1 日に改正の「改正児童館ガイドライン」では、児童館を次のように定義しており、児童館が地域における子どもの居場所、子ども同士の交流の場、子どもに対して支援を行う場である、としている。

■改正児童館ガイドライン(抜粋)

(目的)

児童館は、18 歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操をゆたかにすることを目的とする施設である。

(施設の基本特性)

児童館は子どもが、その置かれている環境や状況に関わりなく、自由に来館して過ごすことができる児童福祉施設である。児童館がその役割を果たすためには、次のことを施設の基本特性として充実させることが求められる。

- ① 子どもが自らの意思でひとりでも利用することができる。
- ② 子どもが遊ぶことができる。
- ③ 子どもが安心してくつろぐことができる。
- ④ 子ども同士にとって出会いの場になることができる。
- ⑤ 年齢等の異なる子どもと一緒に過ごし、活動を共にすることができる。
- ⑥ 子どもが困ったときや悩んだときに、相談したり助けてもらえたりする職員がいる。

(児童館の特性)

児童館における遊び及び生活を通じた健全育成には、子どもの心身の健康増進を図り、知的・社会的適応能力を高め、情操をゆたかにするという役割がある。このことを踏まえた児童館の特性は以下の3点である。

① 拠点性

児童館は、地域における子どものための拠点(館)である。子どもが自らの意思で利用でき、自由に遊んだりくつろいだり、年齢の異なる子ども同士と一緒に過ごすことができる。そして、それを支える「児童の遊びを指導する者」(以下、「児童厚生員」という。)がいることによって、子どもの居場所となり、地域の拠点となる。

② 多機能性

児童館は、子どもが自由に時間を過ごし遊ぶ中で、子どものあらゆる課題に直接関わることができる。これらのことについて子どもと一緒に考え、対応するとともに、必要に応じて関係機関に橋渡しすることができる。そして、子どもが直面している福祉的な課題に対応することができる。

③ 地域性

児童館では、地域の人々に見守られた安心・安全な環境のもとで自ら成長していくことができ、管内のみならず子どもの発達に応じて地域全体へ活動を広げていくことができる。そして、児童館は、地域の住民と、子どもに関わる関係機関等と連携して、地域における子どもの健全育成の環境づくりを進めることができる。

現在、市内には児童館が未整備である。しかし、地域の子育ての拠点、子どもの居場所という点では、施設の種類は異なるが、市内には類似する機能が存在する。

【乳幼児・就学前児童】

一人ではなく、保護者と行動することが前提である。よって、保護者の移動範囲と概ね同じであり、ある程度の広域移動が可能である。しかし、乳幼児や就学前児童、保護者の日常的な活動を考えると、やはり徒歩等で行ける圏域であること、地域性が重視される。

市内には、地域子育て拠点である「子育て支援センター」が公立保育所及び民間保育園等7ヶ所設置されている。前述のとおり、子育て支援センターは、地域の子育て家庭の育児に関する不安や悩みに対し、寄り添った支援を行うことができる拠点であり、子ども同士の遊びの場の提供、保護者への子育て支援も行っている。すなわち、子育て支援センターは、既に地域における乳幼児・就学前児童の居場所である。

図表- 12 子育て支援センター(再掲)

	施設名	住所
1	子育て支援センター わんぱく	古河市水海 2356(白梅保育園 内)
2	子育て支援センター こぼと	古河市磯部 1648-1(こぼと保育園 内)
3	子育て支援センター あさひ	古河市旭町 2-9-39 (あさひ保育園 内)
4	子育て支援センター げんきっず	古河市諸川 1779-3(諸川保育園 内)
5	子育て支援センター わんぱくステーション	古河市本町 4-1-1(駅前子育て広場内)
6	古河市立第三保育所 地域子育て支援センター	古河市中田 1619
7	古河市立第四保育所 地域子育て支援センター	古河市新久田 245-5

【就学児童】

厚生労働省と文部科学省の連携のもと、平成26年7月策定「放課後子ども総合プラン」では、厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」(以下、「放課後児童クラブ」という。)、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」(以下、「放課後子ども教室」という。)の2事業を一体的に運用することで、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことを目指している。この取り組みをさらに推進させるため、2019年から2023年の5ヶ年の目標を定めた「新・放課後子ども総合プラン」が平成30年9月4日に策定され、市町村に、より積極的な取り組みを促している。

図表- 13 放課後児童クラブと放課後子ども教室

	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	放課後子ども教室推進事業 (放課後子ども教室)
管轄省庁	厚生労働省	文部科学省
趣旨・対象	小学校に就学している子どもで、その保護者が労働・疾病・介護などにより昼間家庭にいない子どもを対象に、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供する。 (児童福祉法第6条の3第2項に規定)	全ての子どもを対象として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取り組みを推進する。

この取り組みは、全ての就学児童に対し、安全・安心な活動拠点・居場所を提供しよう

とするものであり、地域の人々の協力を得ながら、地域社会の中で子どもたちを心豊かで健やかに育成することを強く意識し、様々な体験活動や交流活動を実施している。放課後子ども総合プランの推進として、市では古河市立小学校 23 校のすべてに対して放課後児童クラブと放課後子ども教室を設置している。

図表- 14 放課後児童クラブ

	小学校区	クラブ名	住所
1	古河第一小学校	1 小クローバークラブ	中央町 3-10-1 小学校敷地内
2	古河第二小学校	2 小スマイルクラブ	本町 2-10-45 余裕教室
3	古河第三小学校	3 小のびっこ児童クラブ	旭町 1-18-4 小学校敷地内
4	古河第四小学校	たんぼぼ 4 小クラブ	中田 1221 余裕教室
5	古河第四小学校	たけのこ 4 小クラブ	中田 1221 余裕教室
6	古河第五小学校	5 小つくしんぼクラブ	横山町 3-13-27 余裕教室
7	古河第六小学校	6 小平和町児童クラブ	北町 16-47 小学校敷地内
8	古河第七小学校	7 小ひまわり児童クラブ	三和 176-1 小学校敷地内
9	釈迦小学校	釈迦児童クラブ	釈迦 271 余裕教室
10	下大野小学校	下大野児童クラブ	下大野 734-2 余裕教室
11	上辺見小学校	上辺見児童クラブ	上辺見 1164 余裕教室
12	小堤小学校	小堤児童クラブ	小堤 1815-1 余裕教室
13	上大野小学校	上大野児童クラブ	上大野 1425 余裕教室
14	駒羽根小学校	駒羽根児童クラブ	駒羽根 1356-2 小学校敷地外
15	西牛谷小学校	西牛谷児童クラブ	西牛谷 650 余裕教室
16	水海小学校	水海児童クラブ	水海 542-1 余裕教室
17	下辺見小学校	下辺見児童クラブ	下辺見 2400 余裕教室
18	中央小学校	中央小児童クラブ	下大野 1573-20 小学校敷地内
19	諸川小学校	諸川児童クラブ	諸川 1097 小学校敷地内
20	駒込小学校	駒込児童クラブ	駒込 898-3 余裕教室
21	大和田小学校	大和田児童クラブ	大和田 822 小学校敷地内
22	八俣小学校	八俣児童クラブ	東山田 1814 小学校敷地内
23	名崎小学校	名崎児童クラブ	尾崎 4200 余裕教室
24	仁連小学校	仁連児童クラブ	仁連 607 余裕教室

児童館ガイドラインでは、施設の特性として「子どもが自分の意志で自由に来館し、一人でも利用できる」としているが、それは就学児童の自立的な成長の点でも重要なことである。一方、就学児童が放課後でも自分の意志で一人でも行くことができる範囲とは、交通アクセスや安全性の問題から徒歩圏域すなわち小学校区程度と考えられる。行動範囲が狭く、地域との密着度が高い子どもが安全に行ける範囲にあることが、児童館の活発な利用のためには重要なのである。よって、児童館を日赤跡地に設置した場合、利用できる子どもは施設周辺に限られる可能性が高い。

放課後子ども総合プランは、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことを目指すものであり、そのために市は全小学校に放課後児童クラブ・放課後子ども教室を設置している。すなわち、小学校区という子どもが行動できる日常生活圏域の中に、きめ細かに子どもの居場所の設置を進めていることから、放課後児童クラ

ブ等は児童館を代替しているのではなく、既に子どもの日常的な居場所としての機能・役割を果たしていると考えられる。

児童館が対象とするのは 18 歳未満の子どもであるため、中学生以降の子どもも対象となりうる。しかし、中学生以上の場合、放課後の過ごし方が多様になる。特に、茨城県は部活動が盛んであり、90%以上の生徒が何らかの部活動に所属しており³、児童館利用の主対象として中学生を想定し難い。また、不登校児童の居場所のニーズもあると考えられるが、その場合はフリースクール等を含む日中の過ごし方自体を検討することが必要である。

乳幼児・就学前児童については地域の子育て拠点である子育て支援センターが、就学児童については全児童の安全・安心な活動拠点・居場所として小学校等に整備されている放課後児童クラブ・放課後子ども教室が各地域に設置され、地域の子どもの居場所としての機能を果たしている。また、日赤跡地に児童館を1つ設置するだけでは、当初市が目的とした地域の子育ての拠点・子どもの居場所という目的の達成は難しい。

子どもや子育て家庭が必要とする地域性への配慮、地域に配置された既存資源の機能のさらなる拡充を進めていくことこそが、地域の子育ての拠点・子どもの居場所の確保につながる。よって、子育て拠点に対し、児童館機能を設置するのではなく、子ども家庭総合支援拠点施設が市内の既存子育て支援センター、小学校等学校施設と連携し、地域の既存の取り組みの拡充を促していくことで目的を達成する。

³ 「平成 29 年度 運動部活動等に関する実態調査報告書」（平成 30 年 3 月 スポーツ庁委託事業）

③ 子育て拠点施設に導入を想定する機能

精査の結果から、子育て拠点施設の整備を想定する子育て拠点施設西側敷地（以下、「西側敷地」という。）に整備する子育て拠点施設の機能は、次のとおりである。

図表- 15 子育て拠点施設の機能

	機 能	日赤跡地利用全体計画で示した目的の達成方法
日赤跡地利用全体計画で提示した機能	子育てサポート機能	子ども家庭総合支援拠点である「古河市子ども家庭総合支援センター」として整備する。
	子育て支援窓口 (利用者支援総合窓口)	古河市子ども家庭総合支援センターの総合相談窓口機能として実施する。 子どもの育ちのプロセスに対応した支援を行うべく、市内全資源につなぐ体制を整備する。
	一時預かり所 (ファミリー・サポート・センター)	地域子ども子育て支援事業の「子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター)」を全市的に展開する取り組みを検討するほか、各保育施設等での一時預り事業の実施を支援していく。 子育て拠点内に一時預かり所の場所を確保するものではない。
	子育て支援センター	地域子育て支援拠点である子育て支援センターを整備するのではなく、古河市子ども家庭総合支援センターに地域の子育て支援センターの質の充実を図るための取りまとめを行う機能を整備する。
	子育て情報センター	古河市子ども家庭総合支援センターで、子育てに資する情報の提供を行う機能が該当する。
	児童館機能	既存の地域資源が地域の子育て拠点、子どもの居場所づくりの役割を果たしていることから、古河市子ども家庭総合支援センターが関連施設等と連携することで、その充実を図るものとし、児童館機能は整備しない。 ただし、児童館の遊び場としての機能は、施設に親しみをもってもらう場、課題の早期発見の仕組みとして設置する。
新規	病児・病後児保育機能	市内には未整備であり、保育の充実のためには設置が望まれるものの、全国的にも整備が進まない状況があることから、民間事業者への設置促進策として子育て拠点への整備を想定する。

子ども家庭総合支援拠点である古河市子ども家庭総合支援センターは、子育て世代包括支援センターと一体設置又は連携設置とする。

母子保健型の子育て世代包括支援センターでは、保健師等の専門性を活かした相談支援を行い、母子保健を中心としたネットワーク、医療機関、療育機関等との連携を行う。古河市子ども家庭総合支援センターでは、子育て世代包括支援センターを補完する基本型機能として、当事者目線で相談支援を行い、子育て支援に係る施設や事業等の利用につなげる体制を構築する。

これにより、古河市の子育てに関する資源のネットワーク化を進め、総合的な対応力を強化することで、妊娠期から子育て期の個々の子どもの育ちに応じた、きめ細やかで切れ目のない支援体制の構築を推進するものである。

そのような支援体制を構築するため、古河市子ども家庭総合支援センターでは、市内に在住するすべての子どもとその家庭及び妊産婦等に関し、母子保健事業に基づく親子関係、夫婦関係、きょうだい関係、家庭及び経済状況、保護者の心身の状態、子どもの特性などの養育環境全般について家庭全体の問題として捉えるほか、子育てに関する関係機関からの情報の収集及び共有により、継続的な実状把握を行う。

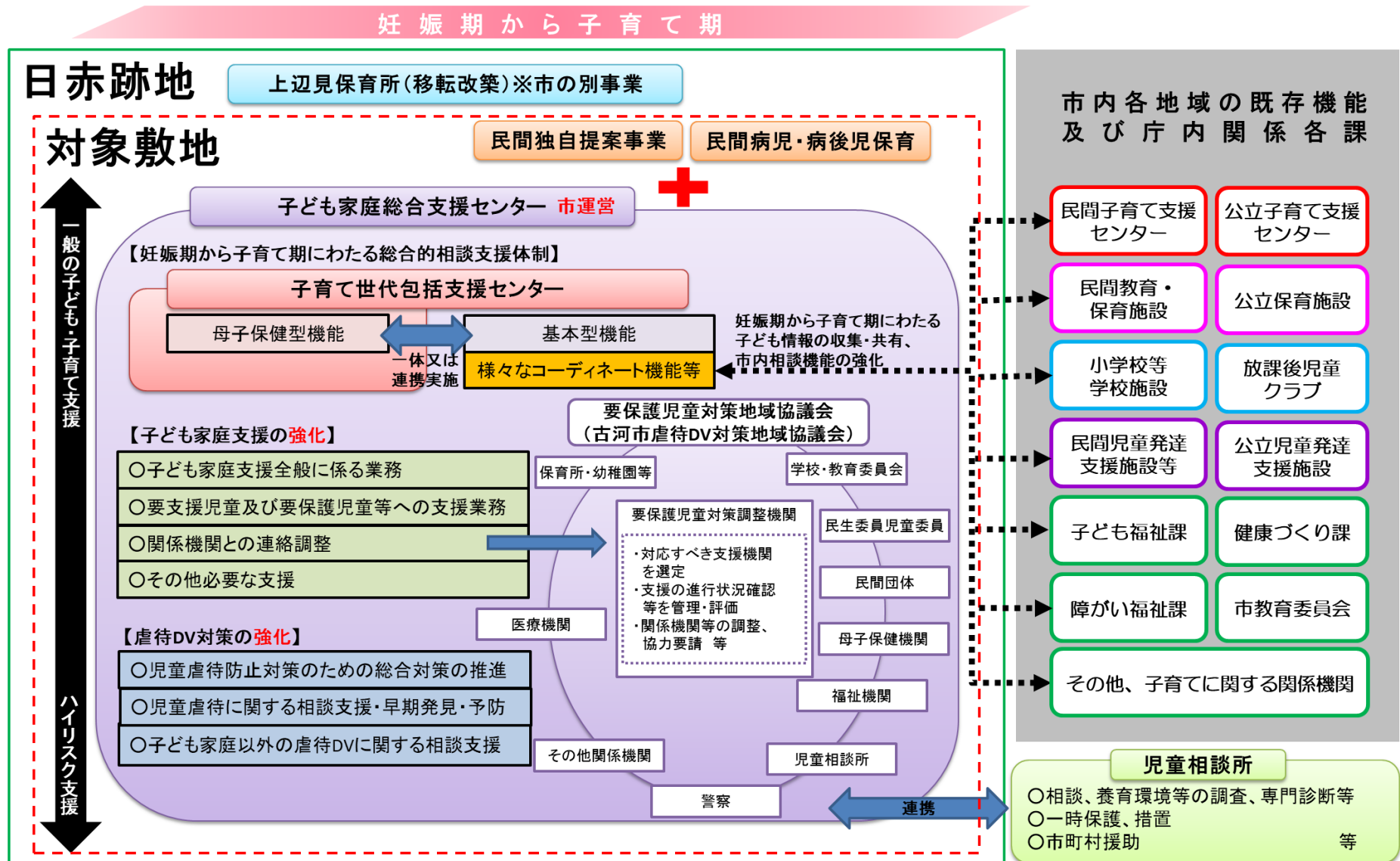
これらの機能の整備により、全ての子どもに対する情報プラットフォームの構築に努め、各種相談に総合的に対応することができるフロント機能と必要な支援等に結びつけるコーディネート体制の構築が可能となる。

よって、古河市子ども家庭総合支援センターは子育て拠点の根幹をなす事業であることから、設置・運営は市となる。

一方、病児・病後児保育機能は、本来は民間事業者による実施を期待すべき事業であるが、民間事業者の参入が進まない状況がある。よって、整備促進策として子育て拠点内に整備を進めることを想定するが、設置・運営は民間事業者が行うことを想定する。

以上が、子育て拠点施設に導入を想定する「古河市子ども家庭総合支援センター」と「病児・病後児保育」の機能であり、子育て世代包括支援センターと市内既存資源との関係は、次のとおりである。

図表- 16 子育て拠点施設の機能と市内既存資源との関係



④ 効果的・効率的な事業の実施

FM基本方針は、持続可能な行政サービスを提供していくために、市が保有する公共施設等の公有財産を市民共有の財産、また、市の貴重な経営資源として捉え、公共施設等の適正な管理と活用を図るものである。FM基本方針では、次の3つの改革目標を掲げており、本事業もその考え方のもとで実施していくことになる。

図表- 17 FM基本方針の3つの目標

<p>行政改革</p>	<p>公共施設等が抱える問題・課題に迅速に対応できる「行政改革」の推進 現在の公共施設等の管理運営面において、安心・安全な施設環境が確保されているか、また、無駄なコストなどが発生していないかなど、徹底した施設の再点検や見直しを実施する。さらに、公共施設等を市の貴重な経営資源と捉え、遊休スペースの利活用や公有財産(建物・土地)の有効活用を図るなどの「行政改革」を推進する。</p>
<p>量の改革</p>	<p>市の現状に合わせた公共施設の「量の改革」の推進 市内の公共施設等をすべて同様に維持することは困難な状況であることから、施設の数やスペース(延床面積等)の見直しを図り、一定の役割を終えた施設やスペースの廃止及び統合、また、人口や財政の規模に見合った最適な施設ボリュームへの調整を行うなど、公共施設等の「量の改革」を推進する。</p>
<p>質の改革</p>	<p>豊かな市民生活を創造するための公共施設の「質の改革」の推進 公共施設等が適切に機能し、市民から一定の評価を得るため、ハードウェア面のみならず、施設の機能やサービス、人材などのソフトウェア面も重要であることから、時代の要請や市民の公共施設ニーズに応じた「質」の改革及び向上を推進する。</p>

出典：古河市公共施設等総合管理（ファシリティマネジメント）基本方針（古河市）

少子高齢化・人口減少が進む時代において、古河市が子育て期にある若い世代から選ばれるまちであるための取り組みは、自治体の活力を維持・向上させるためにも重視される。子育て拠点施設は、安心して産み育てることができる安心のシンボルであり、若い世代にも訴求するものと考えられ、その確保は必要と考えられる。しかし、市内各地域には既に既存の子育て関連の事業が整備されている。よって、拠点施設にはそれら既存資源との機能との住み分けだけではなく、既存資源のさらなる有効活用を図る機能とすることで、市内の既存資源の子育て事業を再編し、市全体の子育て環境の充実を牽引するような効率的かつ効果的な機能を持たせるべきである。

一方、健全な市財政のため、新たに巨額の費用を必要とする事業には民間活力の導入を積極的に検討することが必要である。民間事業者へのインセンティブとしては公有財産の活用が考えられ、本事業でも民間事業者への土地の貸与、民間独自事業として子育て拠点施設以外の事業実施を許可する等で、本事業への参入意欲を喚起させることが考えられる。

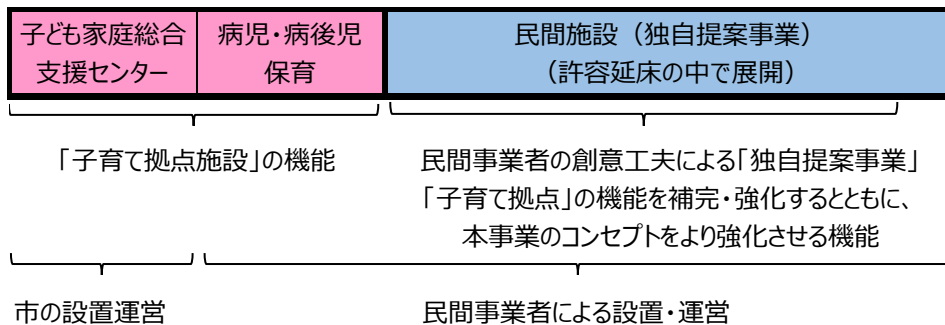
以上のように、事業内容・事業手法において、効率的・効果的であることを求め、市・民間事業者・市民の三者において良い事業となるよう追求していくことが必要である。

⑤ 許容延床の残面積を活用することによる民間活力の導入

子育て拠点の敷地である日赤跡地西側部分の敷地面積は 5,000 m²超であり、許容延床面積は 10,000 m²を超える。低層の住宅などが建ち並び、比較的空間にもゆとりがある本地域において、敷地を一杯利用した施設計画とした場合の周辺への影響は考えねばならないが、対象敷地が公有地である以上、敷地を最大限に有効活用することを考えねばならない。よって、許容延床面積から子育て拠点施設である古河市子ども家庭総合支援センター、病児・病後児保育を除いた面積について、利活用を検討することが望ましい。そして、その場合も、子育て拠点施設の趣旨を踏まえ、その効果を高めることができるような民間独自提案事業が本地において実施されることが期待される。

各事業の設置・運営主体を見てみると、子育て拠点施設の古河市子ども家庭総合支援センターの設置・運営は市と考えられ、その事業規模が敷地の許容延床面積に占める割合も大きいものではない。病児・病後児保育の事業規模も同様に小規模であるが、本来は民間事業者による設置・運営を期待したい事業である。よって、子育て拠点施設を除く面積に対し、病児・病後児保育の運営を補完し、安定するような事業を民間事業者が行える環境を整えることで、本事業への民間活力の導入と事業安定を図る方法が考えられる。

図表- 18 子育て拠点施設と民間独自提案事業



以上の考え方は市のFM基本方針を踏襲するものであり、民間活力の導入を図るものである。市は、民間事業者への西側敷地の貸し付け等により、民間事業者は市の要求水準に基づく古河市子ども家庭総合支援センターを含む子育て拠点施設と民間独自提案事業である民間施設を整備し、所有する。古河市子ども家庭総合支援センターの実施にあたっては、市は民間事業者から当該施設の一部を借り受けることで、設置・運営する。そして、子育て拠点施設のもう1つの機能である病児・病後児保育、子育て拠点施設の残面積を活用した民間独自提案事業については、民間事業者による設置・運営を行うことで、事業安定を図りながら進めていくことになる。以上によって、市は子育て拠点施設の整備・施設所有をすることなく、子育て拠点施設を確保することができる。

以上は、本事業の実施に際しての基本的な考え方であるが、それが成立するかは民間事業者の意向調査の結果によることになる。この整備・運営手法の検討については、「4. 施設の整備・運営手法の検討」で詳述する。

(3) 施設導入基本計画で導入を想定する機能の概要

西側敷地の子育て拠点施設は「古河市子ども家庭総合支援センター」と「病児・病後児保育」の2事業から成る。そして、子育て拠点施設の価値の向上に資すること、病児・病後児保育等事業の安定に資することを目的に、民間事業者が実施する民間独自提案事業を含むものとする。

① 各機能及び規模

A) 古河市子ども家庭総合支援センター

子育て拠点施設の根幹をなす事業である。全市的な事業であることから、市による設置・運営とする。

a. 機能と業務内容

古河市子ども家庭総合支援センターは、「市区町村子ども家庭支援拠点」として整備する。子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点である。

■市区町村子ども家庭総合支援拠点の業務内容(再掲)

- (1) 子ども家庭支援全般に係る業務
 - ① 実情の把握
 - ② 情報の提供
 - ③ 相談等への対応
 - ④ 総合調整
- (2) 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務
 - ① 相談・通告の受付
 - ② 受理会議(緊急受理会議)
 - ③ 調査
 - ④ アセスメント
 - ⑤ 支援計画の作成等
 - ⑥ 支援及び指導等
 - ⑦ 児童記録票の作成
 - ⑧ 支援の終結
- (3) 関係機関との連絡調整
 - ① 要保護児童対策地域協議会の活用
 - ② 児童相談所との連携、協働
 - ③ 他関係機関、地域における各種協議会等との連携
- (4) その他の必要な支援

b. 設備・器具について

設備等	支援拠点には、相談室(相談の秘密が守られること)、親子の交流スペース、事務室、その他必要な設備を設けることを標準とする。 ※支援拠点としての機能を効果的に発揮するためには、一定の独立したスペースを確保することが望ましい。
器具等	支援拠点には、記録や文書作成に必要な物品のほか、各部屋にはその目的を達成するために必要な器具、調度品等を備えておく。特に、虐待相談・通告受付票、支援計画及び児童記録票などは、多くの個人情報が含まれ、特に子どもや保護者等の支援経過などプライバシーに関わる極めて重要な書類であるとともに、ケースとして終結した後も再び対応することもあり得るため、長期保存とすることも想定し、鍵のかかる書庫等に厳重に保管しておくことが必要である。 なお、廃棄する際にも、行政文書として適正な手続を経て、処分を行う。また、業務効率化のため、コンピューター等のOA機器の設置が望ましく、虐待相談・通告受付票等の相談記録等は電子ファイルとして整理を進めていくことが求められる。

c. 職員配置

原則として、①子ども家庭支援員、②心理担当支援員、③虐待対応専門員の職務を行う職員を置くものとし、必要に応じて、④安全確認対応職員、⑤事務処理対応職員を置くこととする。その配置人員は、設置運営要綱より、拠点を設置する市区町村の児童人口に応じて設定されている。

古河市は、児童人口概ね1.8万人以上2.7万人未満(人口約11.3万人以上約17万人未満)の小規模C型に該当することから、子ども家庭支援員を常時2名(1名は非常勤形態でも可)、虐待対応専門員を常時2名(非常勤形態でも可)の常時計4名以上を想定する必要があるとされているが、古河市子育て家庭総合支援センターでは、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談支援体制の構築も行うことから、20人程度の配置を想定している。

1) 病児・病後児保育

子育て拠点施設を補完するものである。市の保育充実のため必要なものであるが、その整備が進まないことから、促進策として子育て拠点施設への整備を可能とするが、民間事業者による設置・運営とする。

事業規模は事業者の提案によるものとするが、病児対応型と病後児対応型を足した定員は最低5人以上とする。

なお、市が民間事業者に求めるものは、下記のとおりである。

a. 病児対応型病児保育

a-1.機能と内容

児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する。

a-2.実施場所

病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、次のア～ウの基準を満たし、市町村が適当と認めたものとする。

- ア. 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。
- イ. 調理室を有すること。なお、病児保育専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこと。
- ウ. 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。

a-3.職員配置

病児の看護を担当する看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、病児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること。

b. 病後児対応型病児保育

b-1.機能

児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する。

b-2.実施場所

病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、次のア～ウの基準を満たし、市町村が適当と認めたものとする。

- ア. 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。
- イ. 調理室を有すること。なお、病後児保育専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこと。
- ウ. 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。

b-3.職員配置

病後児の看護を担当する看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、病児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること。

ウ) 民間独自提案事業

子育て拠点施設の効果を高め、事業の安定を図るものとして、子育て拠点施設の残面積を活用して実施する。子育て拠点施設のコンセプトを勘案し、民間事業者の発意で自主事業として実施するものであることから、民間事業者による設置・運営とする。公序良俗に反するものや周辺環境の悪化につながるもの以外については、原則として機能の制限は行わない。

病児・病後児保育の機能の担保・事業の安定という視点であれば、医療機関や事業所等の整備も考えられる。しかし、多世代交流・地域交流等の視点からは、高齢者や障害者等を対象とする支援事業、居住系事業等である住居機能も考えられる。用途地域による制限はあるものの、小規模店舗の設置も可能である。詳細については、民間事業者からの提案を受け、決定していく。

3. 施設計画案

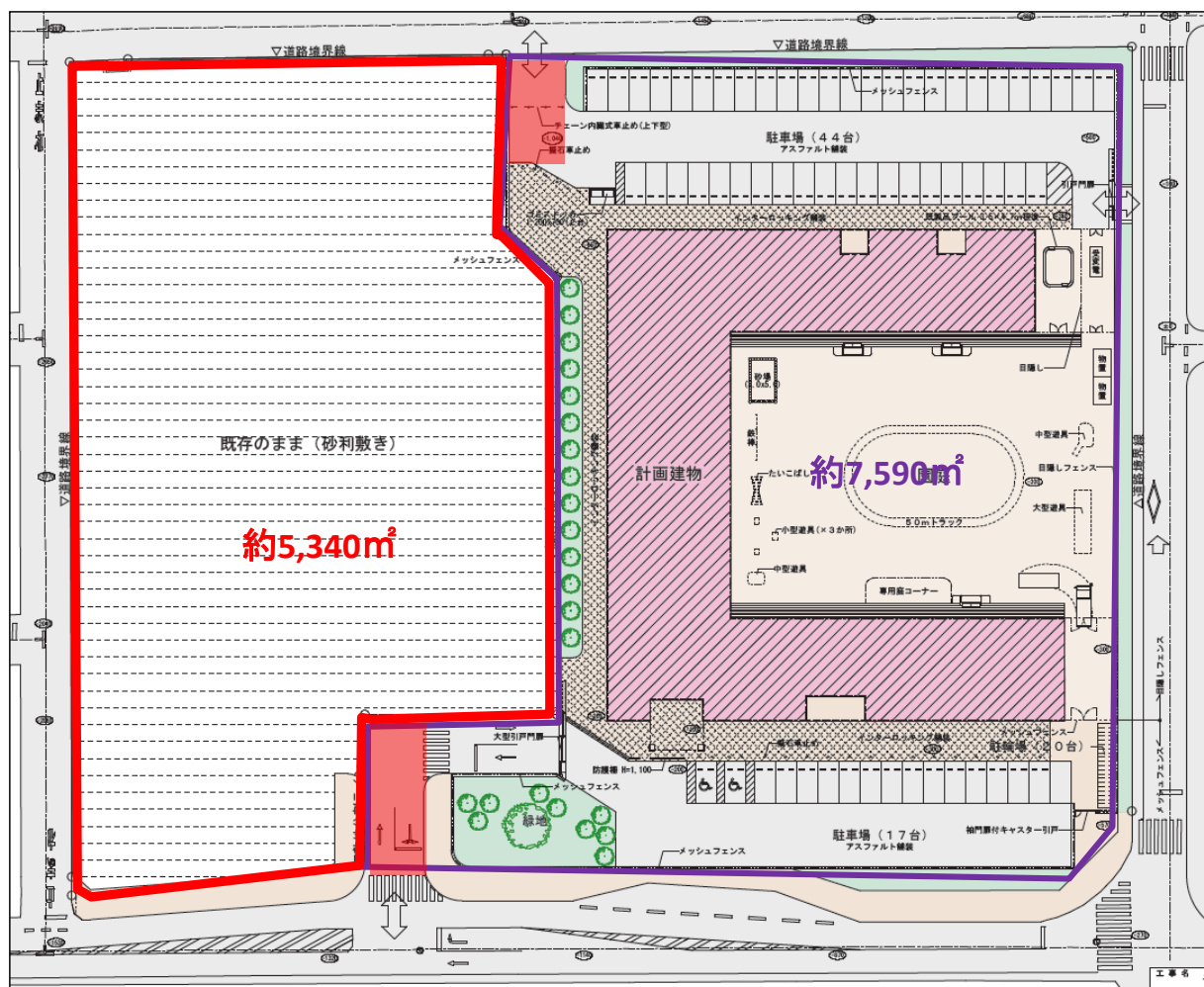
(1) 子育て拠点施設西側敷地について

① 西側敷地の状況

日赤跡地における子育て拠点の第1期整備として実施する上辺見保育所の移転改築工事は、市の直接発注によって進められている。当初は平成28年度の着工を計画していたところであるが、定員の見直し等による再検討が行われた結果、移転新築工事は平成29年度～30年度に繰り越して実施され、平成31年4月に供用開始となる。

最終的に、上辺見保育所の延床面積は約1,740㎡に見直しとなったことにより、日赤跡地全体の敷地面積12,930㎡のうち、約7,590㎡が上辺見保育所の敷地として設定されたことから、西側敷地の規模は約5,340㎡となった。

図表-19 対象敷地



注) ■は敷地内への通路として保育園と共用する箇所であるため、分筆を行う予定である。

図表- 20 対象敷地の性能及び土地利用条件

項目	内容		備考
所在地	茨城県古河市上辺見 1300-13		• 登記地目は宅地
敷地面積	5,340.12 m ²		• 日赤跡地全体は 12,930.51 m ² 、うち上辺見保育所敷地は 7,590.39 m ²
用途地域	第一種中高層住居専用地域		• 敷地周囲は第一種低層住居専用地域(陸上自衛隊古河駐屯地を除く)
その他地域地区	なし(法 22 条指定区域)		
指定建ぺい率	60%		
指定容積率	200%		
許容延床面積	10,680.24 m ²		
建物高さの限度	日影規制(第一種中高層住居専用地域 4h/2.5h 4.0m)		斜線制限 日影規制(第一種低層住居専用地域 3h/2h 1.5m)
接道箇所及び道路幅員	南側道路:幅員 10.4~6.0m 北側道路:幅員 7.2m 西側道路:幅員 6.0m		• メインの進入口は南側道路、バックヤードへの進入口は北側道路であり、上辺見保育所と共有する(敷地内で振り分け) • 南側道路には、市が歩道整備と右折レーン設置を行う • 敷地西側も接道するものの、高低差が生じている
その他インフラ	電気	架空引込	
	ガス	プロパンガス	
	上水道	南側 100φ 北側・西側 75φ	
	下水道	北側・西側・南側 250φ	
	雨水排水	敷地内処理	• 処理方法については今後協議
その他規制	※要確認(市道及び規制等)		
備考	<ul style="list-style-type: none"> • 古河赤十字病院の移転改築時には土壌汚染調査を実施しており、問題がないことが確認済である • 上辺見保育所の整備に先立ち、日赤跡地東側に対してボーリング調査を実施済である 		

② 西側敷地全体についての留意事項

ア) 周辺状況

西側敷地は第一種中高層住居専用地域であるが、敷地周囲の北側・西側は第一種低層住居専用地域であり、戸建ての低層住宅等が整備されていることから、工事実施時には、工事車両の動線・騒音についての検討が必要となる可能性がある。

イ) アクセス

日赤跡地への進入口として、南側と北側の計2ヶ所に道路からの進入口と敷地内通路が整備されている。これは、上辺見保育所の移転改築工事時に検討・整備されたものであり、上辺見保育所敷地・西側敷地の両敷地とは分筆して確保される。南・北の進入口は上辺見保育所・子育て拠点施設が共用するものであり、基本的に南側進入口は利用者・来訪者の利用、北側進入口はスタッフ等施設関係者の利用を想定する。

なお、北側進入口正面には児童公園が道路を挟んで隣接していることから、北側進入口については安全面の配慮が必要となる。

ウ) 敷地特性・形状等

西側敷地内に高低のレベル差はないものの、上辺見保育所敷地が東側道路レベルに合わせて盛土を行ったため、西側対象敷地は上辺見保育所より約1m低くなっている。また、日赤跡地周辺の土地は北西に向かって低くなっていることから、西側敷地と西側道路・北側道路とは最大1m程度の高低差が生じており、その箇所には擁壁が設置されている。

③ 西側敷地に施設整備を行う際の留意事項

ア) 整備する施設について

- ・ 周辺の住宅への圧迫感等を配慮し、整備する施設の階高については3階までを想定すること。
- ・ 有効な土地利用、効率的な運用等の観点から、子育て拠点施設の古河市子ども家庭総合支援センター、病児・病後児保育、民間事業者が実施する民間独自提案事業は建物1棟の合築整備が好ましい。但し、分棟にすることも否定しない。
- ・ 古河市子ども家庭総合支援センターが入る建物の重要度係数は1.0以上とすること。

イ) その他

a. 土地の形の変更

- ・ 隣接の住宅との高低差の発生を避けるため、西側敷地に対する盛土は想定しないこと。

b. 雨水処理

- ・ 雨水については、敷地内で処理できるようにすること。

c. フェンス

- ・敷地の南側のフェンスについては、市が上辺見保育所整備と合わせて新設する。なお、施設整備時、運営開始後に改修の必要等がある場合は、市と協議すること。

d. 擁壁

- ・擁壁が設置されている箇所に新たに歩行者用の出入口として階段を整備する場合や、既存の出入口を改修する場合は、車イスやベビーカーも利用できるスロープを設置すること。

e. 敷地へのアクセス

- ・北側・南側出入口から敷地に入る際の段差解消のためスロープを整備すること。

f. 工事方法

- ・北側・南側出入口が保育所と共用であるため、工事を実施する際には別途搬入口を設置すること。また、交通誘導員を適宜配置し、安全確保に努めること。

④ 施設整備に際し順守すべき事項等

西側敷地に施設整備を行う際に順守すべき法令等については、次のとおりである。

- ・古河市建築基準条例
- ・古河市建築基準法施行細則
- ・古河市中高層建築物等に関する指導要綱
- ・古河市下水道条例
- ・古河市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則
- ・古河市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則
- ・古河市中高層建築物によるテレビ受信障害の未然防止に関する指導要綱
- ・古河市景観条例・景観計画
- ・茨城県屋外広告物条例
- ・古河市茨城県屋外広告物条例等の施行に関する規則
- ・茨城県西南地方広域市町村圏事務組合火災予防条例、同施行細則
- ・茨城県緑化基本方針、茨城県緑化判断基準
- ・茨城県ひとにやさしいまちづくり条例、同施行細則
- ・古河市暴力団排除条例

(2) 古河市子ども家庭総合支援センターについて

子育て拠点施設のうち、市が設置・運営する古河市子ども家庭総合支援センターは、市の要求水準に則って民間事業者が整備した後に市が借り受けることを想定する。よって、古河市子ども家庭総合支援センターについては、施設整備に向けた条件として必要諸室や規模等の提示が必要であるため、本節ではその整理を行う。

なお、民間独自提案事業の内容次第で建物配置・規模も異なると考えられることから、西側敷地における建物の配置や階層については、特に設定しない。しかし、古河市子ども家庭総合支援センターに対する市民のアプローチのしやすさ、病気の子どもを連れた病児・病後児保育の利用のしやすさに配慮し、事業特性等を考えて配置することが必要である。

① 諸室等の想定

市が想定する古河市子ども家庭総合支援センターの諸室等の想定は、次のとおりであり、延床面積は概ね 1,000 m²程度である。

図表-21 古河市子ども家庭総合支援センターの想定する機能や諸室

エリア	機能	諸室等の想定	想定面積・利用人数	備考
エントランスエリア	交流・情報発信	エントランス	20 m ²	受付部含む
子育て支援エリア	遊び場・集客	親子交流スペース	340 m ²	カウンター等相談への導入機能含む
	相談(低リスク)	相談室 A1、A2	50 m ² (カウンター対応)	室の独立性が必要
	相談(高リスク)	相談室 B1、B2	50 m ² (12 m ² ×4 室)	室の高い独立性が必要
学びエリア	会議・セミナー等開催	研修・会議室	120 m ² ⇒大会議室 80 m ² 小会議室 40 m ²	パーティション等で分割可能
その他のエリア	情報等の管理	事務室	20 名×6 m ² =120 m ² ※約 20 名を想定。	室の独立性が必要
	水廻り	児童用トイレ	20 m ²	
	水廻り	大人用トイレ	60 m ² (男子・女子・多目的)	
	水廻り	授乳室、給湯室	20 m ²	
	バックヤード	倉庫	100 m ²	
	ロビー・廊下	廊下、ロビー	100 m ²	

② 諸室配置・動線の考え方

- ・ 古河市子ども家庭総合支援センターは、基本的に 1 フロアで配置するものとする。

- ・ 古河市子ども家庭総合支援センターのメインエントランスは、病児・病後児保育事業、民間独自提案事業と共用であっても構わない。
- ・ 来訪者を中へ誘う仕掛けとして、子ども家庭総合支援センターのエントランスから、窓口・相談カウンター、親子交流スペースまでは連続性のある配置にする。同様に、来訪者が入館から退館までの間に相談カウンターに自然と立ち寄れるような動線になるよう配慮する。
- ・ 相談（高リスク）の相談室 B1、B2 は、センター利用者との接触が少ない環境で部屋まで訪れることができるように動線を配慮する。

③ その他

（駐車場）

- ・ 古河市子ども家庭総合支援センターについては、施設利用者用駐車場 15 台以上を敷地南側に設置すること。関係者用駐車場については、近隣の既存公共駐車場を活用できるよう調整する。

（屋外広場）

- ・ 屋外広場を、古河市子ども家庭総合支援センター内に設置する親子交流スペースとの連続性や一体感を保ちながら配置する。屋外広場の位置は、特に指定しない。

(3) 病児・病後児保育について

子育て拠点施設のうち、病児・病後児保育は、民間事業者が自ら設置・運営するものである。よって、民間事業者は「病児保育事業実施要綱」の内容を確認の上、計画し、整備する。

(4) 民間独自提案事業について

民間独自提案事業は、子育て拠点施設の趣旨を勘案し効果を高めること、病児・病後児保育事業の安定に資すること等を目的に実施する。民間事業者の創意工夫によるものであり、事業内容や設置基準等も異なることから、各要綱の内容等を確認の上、計画する。

4. 施設の整備・運営手法の検討

(1) 民間活力導入手法の検討

施設は、そこで実施されるサービスを最適な状態で提供できることと、そのサービスが快適な状態で提供できるよう、全使用期間を通じて常に良好な状態で運用できることが必要である。特に、子育て支援拠点施設で市が設置を想定する古河市子ども家庭総合支援センターのように、人がサービスや支援を行う総合相談窓口としても機能する施設の場合、サービスや支援が快適な状態で提供できること、来訪者も適切にサービスや支援につながる事が大事である。

施設で提供するサービスや支援の効果や効率性を高めるには、施設で提供されるサービスの目的を理解し、その上で施設の設計～整備～運営・維持管理が一体となって考えられていることが必要であり、それは費用面の効率化、ライフサイクルコストの低減ももたらす。よって、本事業においても設計～整備～運営・維持管理の一体性を確保しつつ、民間活力を導入し、民間事業者のノウハウの活用、適切なリスク分担、資金調達や費用の効率化を実現していくことを志向することが必要である。

事業の全体的な効率化・効果を図り、民間活力を導入して事業を行う主な方法としては図表-22のような手法があり、整備のみに関する手法、整備から運営までに関する手法、運営のみに関する手法、さらに、公有不動産に関する手法に分けられる。公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームをPPPと呼び、PFIはPPPの代表的な手法の一つである。

各手法は、整備における一部について、民間事業者の技術提案を受けるVE(Value Engineering)から、整備及び運営について、建設時から施設の所有権を民間事業者に委ね、設計・建設・運営・維持管理を行い、事業期間終了後も民間事業者が施設を所有し続けるBOO(Build Operate Own)方式など、手法は多岐にわたり、民間事業者の関与の範囲も様々である。

事業手法の選定に際しては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)」に基づき実施する事業だけでなく、DBO(Design Build Operate)等のこれと近似する手法や公的不動産の有効活用の手法を含め、民間事業者の力の最大化を図れるよう検討を行うが、その内容は民間事業者の参入意欲を喚起するものでなければ成立しないことに留意し、事業手法の選定にあたる必要がある。

よって、民間事業者へのヒアリングを行い、事業成立するかの確認を行うことが重要である。

図表- 22 民間活力導入による事業手法

従来方式		PPP (Public-Private Partnership)														
		主に構造物に関する項目										構造物及び土地に関する項目				
		整備			整備+運営							運営			PRE(Public Real Estate : 公的不動産)の有効活用	
		VE	DB	BLT (リース)	DBM	DBO	PFI(Private Finance Initiative)			包括的委託	指定管理者制度	コンセッション(公共施設等運営権)事業	定期借地方式 (Lease)	等価交換方式 (Exchange)		
BTO	BOT						BOO									
略語	-	V:Value E:Engineering	D:Design B:Build	B:Build L:Lease T:Transfer	D:Design B:Build M:Maintenance	D:Design B:Build O:Operate	B:Build T:Transfer O:Operate	B:Build O:Operate T:Transfer	B:Build O:Operate O:Own	-	-	-	-	-		
概要	個別業務単位で民に発注	価値が最も高くなるようにするため、施設等の要求水準を最小の総費用で達成させる民の技術提案	民への設計・施工の一括発注方式	民が建設した施設を公共に一定期間リースし、リース期間終了後に所有権を移管する方式	民への設計・施工・維持管理の一括発注方式(事業運営は公共もしくは別の民が実施)	民への設計・施工・運営・維持管理の一括発注方式	民が設計・施工した後に所有権を行政に移転させ、民が運営・維持管理を行う方式	民が設計・施工・運営・維持管理を行い、事業期間終了後も施設を公共に移転させる方式	民が設計・施工・運営・維持管理を行い、事業期間終了後も施設を所有し続ける、あるいは、施設を解体・撤去し事業を終了させる方式	民が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるような、複数の業務や施設を包括的に委託する方式	民を「公の施設」の管理運営を行う者として指定し、民のノウハウ活用と、サービスの向上と経費の節減等を図る方式	利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共が有したまま、施設の運営権を民に設定する方式	公有地を民の事業用地として期間を設定して貸し出すことで、公共の事業目的等を達成させる方式	公共施設を整備費用として公有地の一部を売却、当該地に民が整備する建物を等価で交換することで共同所有の建物を得る方式		
基本計画	公共	公共	公共	公共	公共	公共	公共	公共	公共				公共	公共		
施設所有者	建設時	公共	公共	公共	民間	公共	公共	民間	民間	民間				民:建物 公:土地	民:建物 公:土地	
	運営時	公共	公共	公共	民間	公共	公共	公共	民間	民間				民:建物 公:土地	公・民 (土地の譲渡時期で異なる)	
建設費用の調達	公共	公共	公共	民間	公共	公共	民間	民間	民間				民間	民間		
設計・建設	公共	民間 公共	民間	民間	民間	民間	民間	民間	民間							
運営主体※	公共				民間 公共	民間	民間	民間	民間	民間	民間	民間	民間			
維持管理主体	公共				民間	民間	民間	民間	民間	民間	民間	民間				
運営費用の調達	公共				民間 公共	民間 公共	民間	民家	民間	公共	公共	民間				
施設撤去							公共	公共	民間							
所有権の移転							完成時	契約終了時	移転しない							

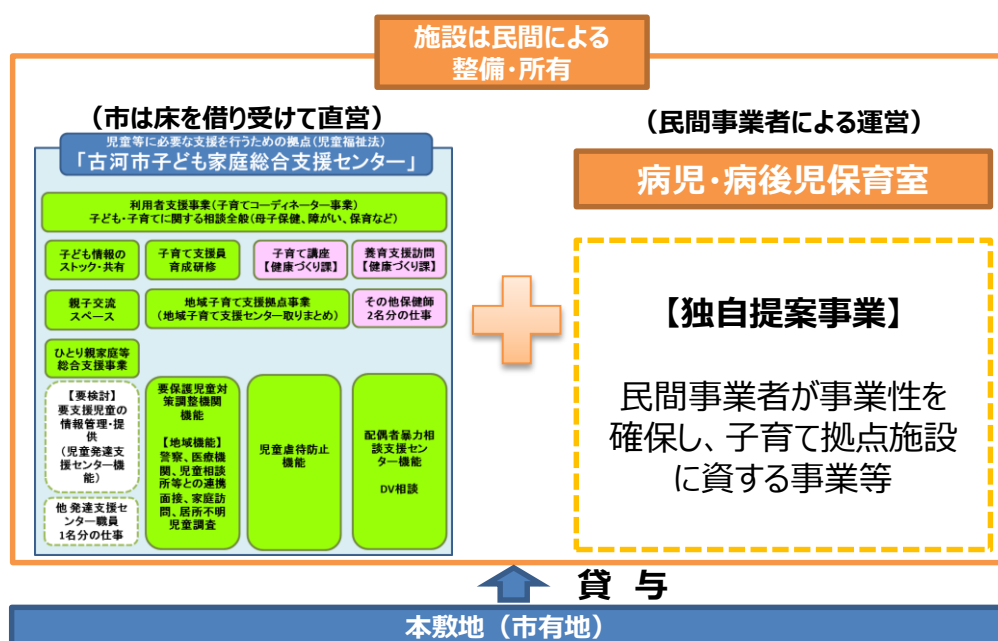
※ 運営については、運営で発生する業務の中の一部のみを行う場合がある。

(2) 想定する導入手法

現時点で想定する事業手法は、民間事業者に西側敷地を貸し付け、民間事業者は市の要求水準に基づく古河市子ども家庭総合支援センターを含む子育て拠点施設と民間独自提案事業である民間施設を整備し、所有することを想定した。その内容は次のとおりである。

今後は、民間事業者に対してヒアリングを継続して実施し、事業者の参入意欲が見込める事業スキームの創出を図ることを目指している。

図表-23 事業手法



【事業の仕組み】

- 市は、民間事業者に対して市有地である対象敷地を貸し付け、民間事業者は資金を調達し、上記の機能を含む施設を整備・所有する。
- 竣工後、市は施設の一部を借り受け、「古河市子ども家庭総合支援センター」を市の直営事業として実施する。民間事業者は、病児・病後児保育事業と民間独自提案事業を実施する。
- 古河市子ども家庭総合支援センターは市の直営、病児・病後児保育事業については、市の指定する事業であることから、その部分に係る土地の賃借料は無償とすることを想定する。
- 民間独自提案事業については、公共性の高い事業・市指定事業の実施に必須である等と考えられるものについては、その部分に係る土地の賃借料は無償とすることを想定する。しかし、収益性が高いと判断される事業については、無償としない。
- 市が借り受ける古河市子ども家庭総合支援センターの賃料は、民間事業者に対して支払うことを想定し、支払い金額については別途検討を行う。

5. その他

(1) 今後必要となる業務

① 事業スキームの精査と民間事業者の意向の確認

本事業では、古河市の子育て拠点施設の整備・運営を、可能な限り民間活力の導入を図りながら進めていくことになる。しかし、施設の整備・所有、事業運営・施設の維持管理にどのように民間活力を取り込むことができるかは、事業者の参入意欲を如何に喚起できるかにかかっており、そのためには、市場の観点から事業成立する事業スキームとすることが重要である。市が好ましいと考える事業スキームは、民間事業者にも同様に好ましいとは限らず、その場合には事業成立しない。よって、単に市にとっての民間活力の最大化のみを見るのではなく、事業成立の観点から事業スキームの精査と民間事業者の意向の確認を行っていくことが必要である。

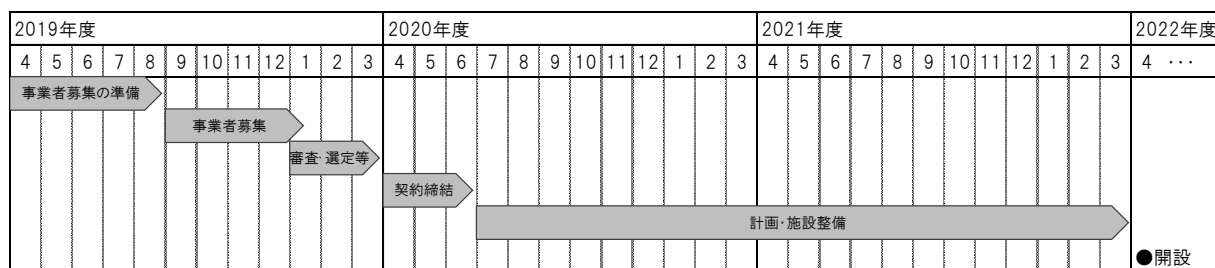
② 速やかな事業実施を目指したスケジュールの検討

児童虐待など児童に関する問題の増加等を背景に、児童虐待防止対策の強化等、子ども及び子育て家族に対する支援体制の拡充は緊急性を増している。「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」（平成30年12月18日）では、2022年度までに全市町村には古河市子ども家庭総合支援センターを整備するよう求められていることから、本事業もその期限にあわせた工程を策定し、進めていかねばならない。

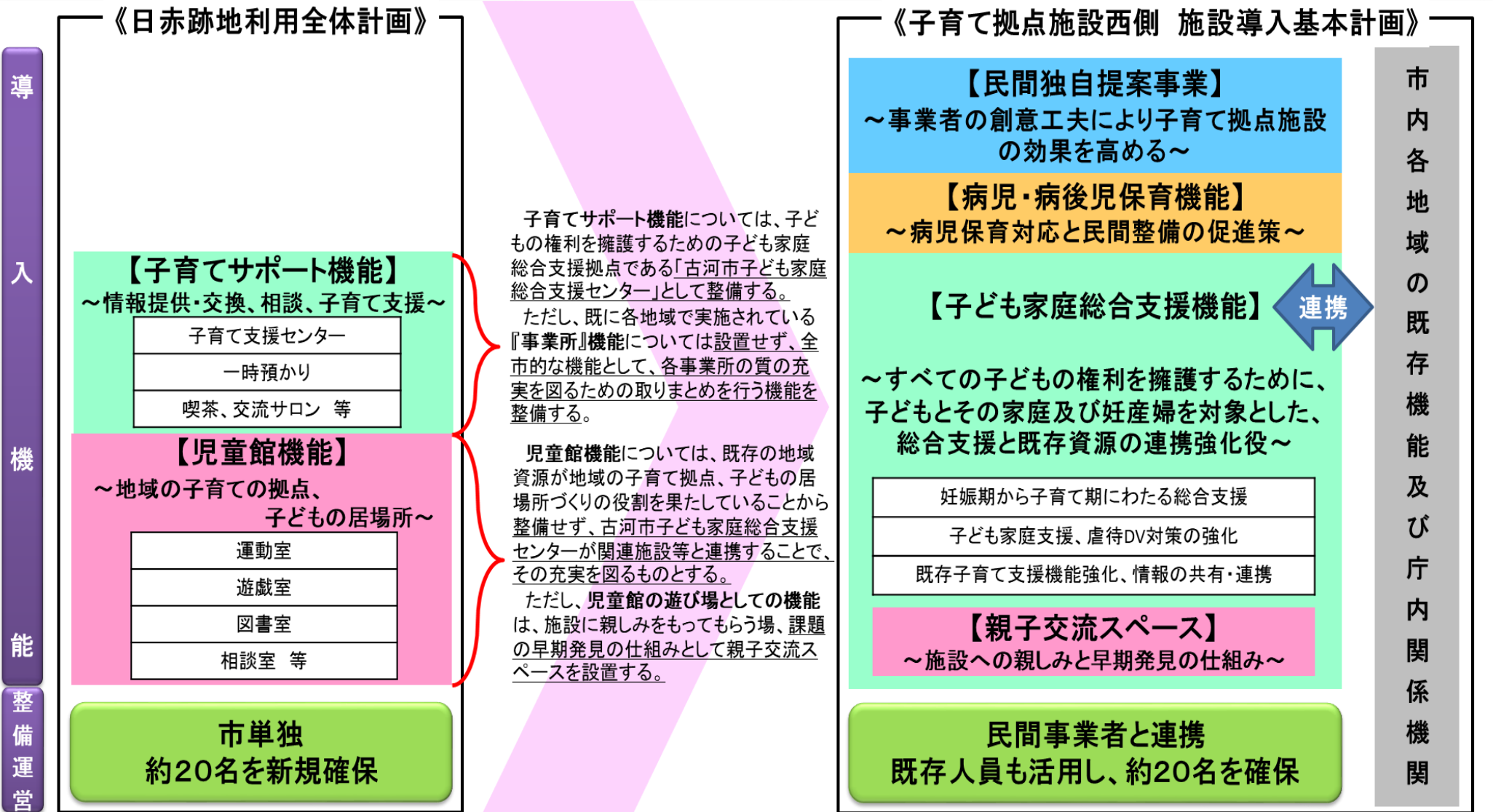
(2) 事業実施に向けたスケジュール

民間活力を導入して子育て拠点施設を整備し、2022年度に開設すると想定した場合は、次のように進めていくことになる。

図表-24 今後の工程(案)



(総括) 子育て拠点施設西側における施設導入基本計画の概要



事業成立に向け、事業スキームの精査と民間事業者の意向確認を行い、2022年度の開設を想定し事業展開を図る。

